

会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和 6 年度 第 1 回相模原市部活動地域移行審議会		
事務局 (担当課)		市民局 スポーツ推進課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 9 2 4 5 (直通)		
開催日時		令和 6 年 4 月 3 0 日 (火) 午後 4 時 0 0 分～午後 5 時 3 0 分		
開催場所		相模原市役所本館 2 階 第 1 特別会議室		
出席者	委員	1 3 人 (別紙のとおり)		
	その他			
	事務局	1 3 人 (スポーツ・文化担当部長 他 1 2 人)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	1 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1 開会 2 あいさつ 3 委員及び事務局紹介 4 議題 (1) 会長及び副会長の選出 (2) 諮問 (3) 相模原市部活動地域移行審議会の進め方について 5 その他 6 閉会		

審 議 経 過

主な内容は次のとおり（○は委員の発言、●は事務局の発言）

1 開会

会長の選出前のため、選出まではスポーツ推進課長が進行を務める旨、説明した。

2 あいさつ

初回の審議会に当たり、スポーツ・文化担当部長及び学校教育部長があいさつした。

3 委員及び事務局紹介

委員、事務局の市職員の紹介をした。

4 議題

（1）会長及び副会長の選出

委員互選により、会長には青山学院大学准教授の田原委員が、副会長には市文化協会の金子委員が選出された。

（2）諮問

スポーツ・文化担当部長から田原会長に諮問書を渡した。

（3）相模原市部活動地域移行審議会の進め方について

事務局から資料に沿って説明した。主な意見は次のとおり。

<資料1について>

○水島委員

審議会規則第10条に、委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとあるが、どの範囲までが秘密とされるのか。

●スポーツ推進課

どの範囲までが秘密であると明示しづらいため、秘密に該当しそうな時に、

その都度アナウンスするようにする。

○芳賀委員

審議会規則第2条に、休日の部活動について書かれているが、平日の部活動については本審議会で取り上げないのか。

●スポーツ推進課

本審議会は、あくまでも休日の部活動地域移行について答申いただくものだが、その目的に必要であれば、平日の部活動についてもご議論いただくことは差し支えない。

<資料3について>

○田原会長

教職員の兼職兼業を認める方向は良いと思うが、具体的な方法については、この審議会で議論する内容か。

●学校教育課

法令等に基づき対応することになるため、国の手引きも参考にしながら教育委員会内で兼職兼業のあり方について検討したいと考えている。

○金子副会長

文化部の活動状況を表す数字が低い点が気になるが、たとえば吹奏楽部は楽器を学校が用意しているのか。

○家徳委員

中学校はほとんど学校が用意している。

○金子委員

吹奏楽部が無い学校は、楽器が無いということか。

○清水（俊）委員

楽器があったとしても、吹奏楽をやりたいという生徒がいない場合もある。

<資料5について>

●スポーツ推進課

来年度の実証事業等を検討するため、予算要求のスケジュールを考慮する必要があることから、第5回審議会の開催時期を早めたいと考えている。

5 その他

特に無し。

6 閉会

以 上

令和6年度第1回相模原市部活動地域移行審議会出欠席名簿
(令和6年4月30日開催)

区分	氏名	役職・所属等	備考	出欠席
学識経験者	田原 陽介	青山学院大学 コミュニティ人間科学部 コミュニティ人間科学科 准教授	会長	出席
公共的団体	高橋 恵美子	(公財) 相模原市スポーツ協会		出席
	清水 習平	(公財) 相模原市民文化財団		出席
スポーツ団体	元山 雅治	相模原市スポーツ推進委員連絡協議会		出席
	山田 勝昭	(特非) ベーススポーツ (総合型地域スポーツクラブ)		出席
	石井 晃	三菱重工相模原ダイナボアーズ (ホームタウンチーム)		出席
文化団体	金子 友枝	相模原市文化協会	副会長	出席
	家徳 直樹	相模原市民音楽団体協会		出席
	奥山 泰三	相模原音楽家連盟		欠席
生徒の保護者	中村 岳彦	相模原市PTA連絡協議会		出席
中学校等校長	古屋 礼史	相模原市立中学校長会		出席
	清水 俊次	相模原市立中学校長会		出席
市の住民	芳賀 裕一郎	公募		出席
	水島 将司	公募		出席

相模原市部活動地域移行審議会規則

(設置)

第 1 条 附属機関の設置に関する条例(昭和 37 年相模原市条例第 17 号)第 2 条第 2 項の規定に基づき、相模原市部活動地域移行審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、相模原市立中学校及び義務教育学校(後期課程に限る。)(以下「市立中学校等」という。)における休日の部活動の適切かつ持続可能な環境の構築及び段階的な地域移行に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市内の公共的団体等から推薦された者
- (3) 市内のスポーツ又は文化芸術に関する活動を行う団体から推薦された者
- (4) 市立中学校等に在籍する生徒の保護者
- (5) 市立中学校等の校長
- (6) 市の住民
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 審議会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 審議会は、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

(議事録)

第9条 審議会の会議の議事録は、議事の概要を記録することによって作成する。

(秘密の保持)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、休日の部活動の地域移行に関する事務主管課で処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後最初の審議会の会議は、市長が招集する。

(失効)

3 この規則は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

資料2 国や県のガイドライン等

令和2年9月

「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」

- ・部活動の設置・運営は、法令上の義務として求められるものではなく、必ずしも教師が担う必要のない業務
- ・令和5年度以降、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しない

令和4年12月

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

- ・令和5年度から令和7年度までの3年間で改革推進期間として段階的な地域移行を推進
- ・スポーツ・文化担当部署、関係団体、学校等の関係者による協議会等の設置
- ・部活動の指導を希望する教師は、兼職兼業して地域の指導者
- ・生徒の体験格差を解消、地域の持続可能な環境を整備
- ・受益者負担とした場合の生活困窮世帯支援
- ・大会参加資格を地域クラブ活動の会員等も参加できるように見直し

学校部活動から地域のスポーツ・文化芸術活動へ

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 (※アスリート・アライスト等の人材を含む)
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要
(学校や地域によっては存続が厳しい)

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

地域の実情に応じ、
当面は併存

休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
(法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術)

■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① 地方公共団体（広域地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、アソシエーション、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者（一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代が一緒に参加する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等有する施設
費用	可能な限り低廉な会費 + 用具、交通費等の実費
補償	各種保険等



学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】



- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※ I は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上の日休みの設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
 - ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組むつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
 - ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ 全国大会の在り方の見直し（開催回数精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

○令和5年10月「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針」(抜粋)

県における地域移行の基本的な考え方

- ①持続可能な活動環境の整備
- ②部活動指導員と外部指導者の活用
- ③地域の実情に応じた取組
- ④先行事例の波及

項目	目標
地域移行を進める体制づくり	すべての公立中学校の生徒が、持続的にスポーツや文化芸術等の活動が行うことができるよう、地域の新たな環境の整備を目指す
段階的な地域移行に向けた取組	生徒や保護者、地域等のニーズを把握し、それぞれの地域の実情に応じた方法により、中学生のスポーツ・文化芸術等の活動の保証と教員の働き方改革に資する取組を目指す
大会等の在り方の見直しと参加機会の確保	中学校の部活動で活動する生徒だけでなく、地域クラブ活動の参加者を含め、スポーツ・文化芸術等の活動に関わるすべての子どもたちが、活動の成果を発表する場である大会やコンクール等に安全に安心して参加できる機会を確保する

資料3 相模原市の公立中学校等の部活動の状況や課題について

1 相模原市立中学校等の部活動の状況

- (1)生徒数と部活動加入者数の推移
- (2)部活動加入率の推移
- (3)令和5年度 部活動設置種類
- (4)部活動設置数の推移
- (5)令和5年度 学校別設置数
- (6)部活動の活動日数・活動時間について

2 部活動の課題

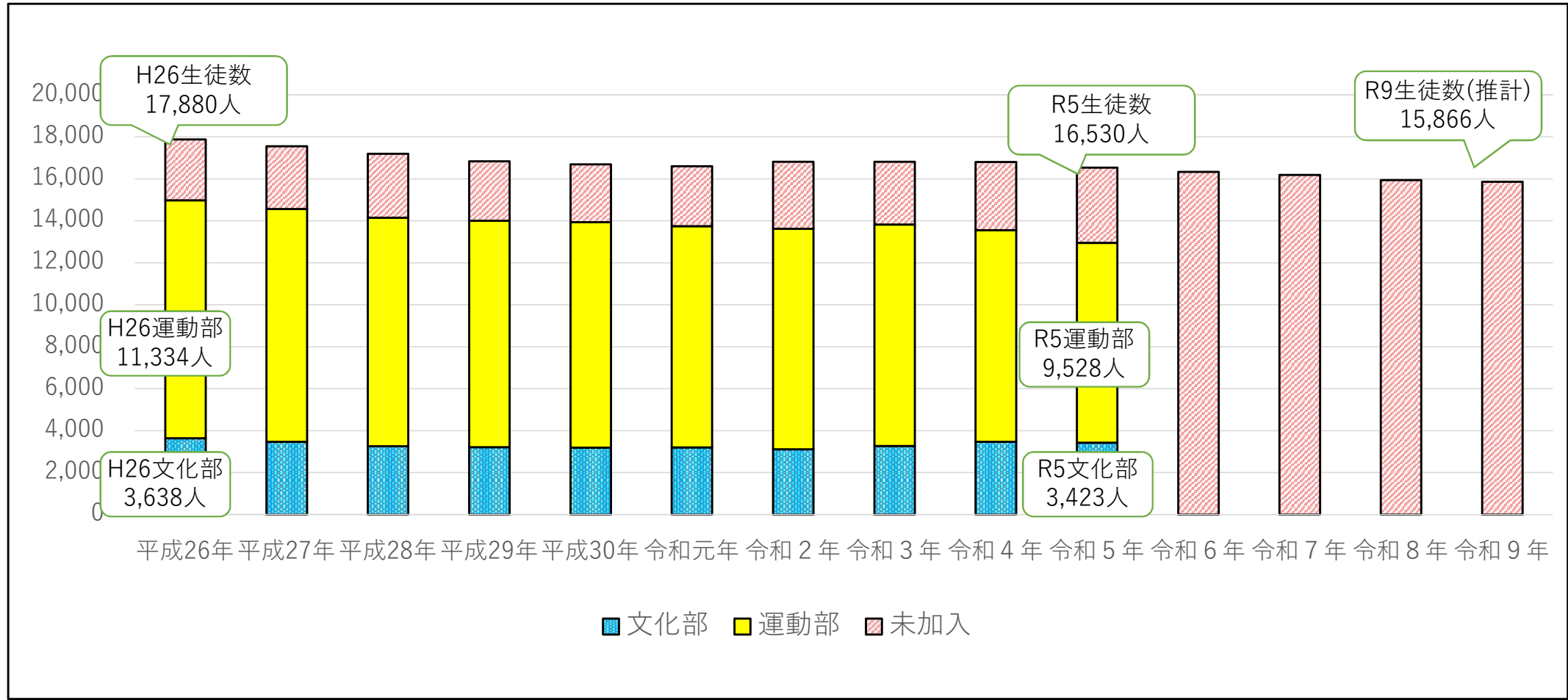
- (1)本市における部活動の課題
- (2)教員の負担

3 中学校における部活動研究

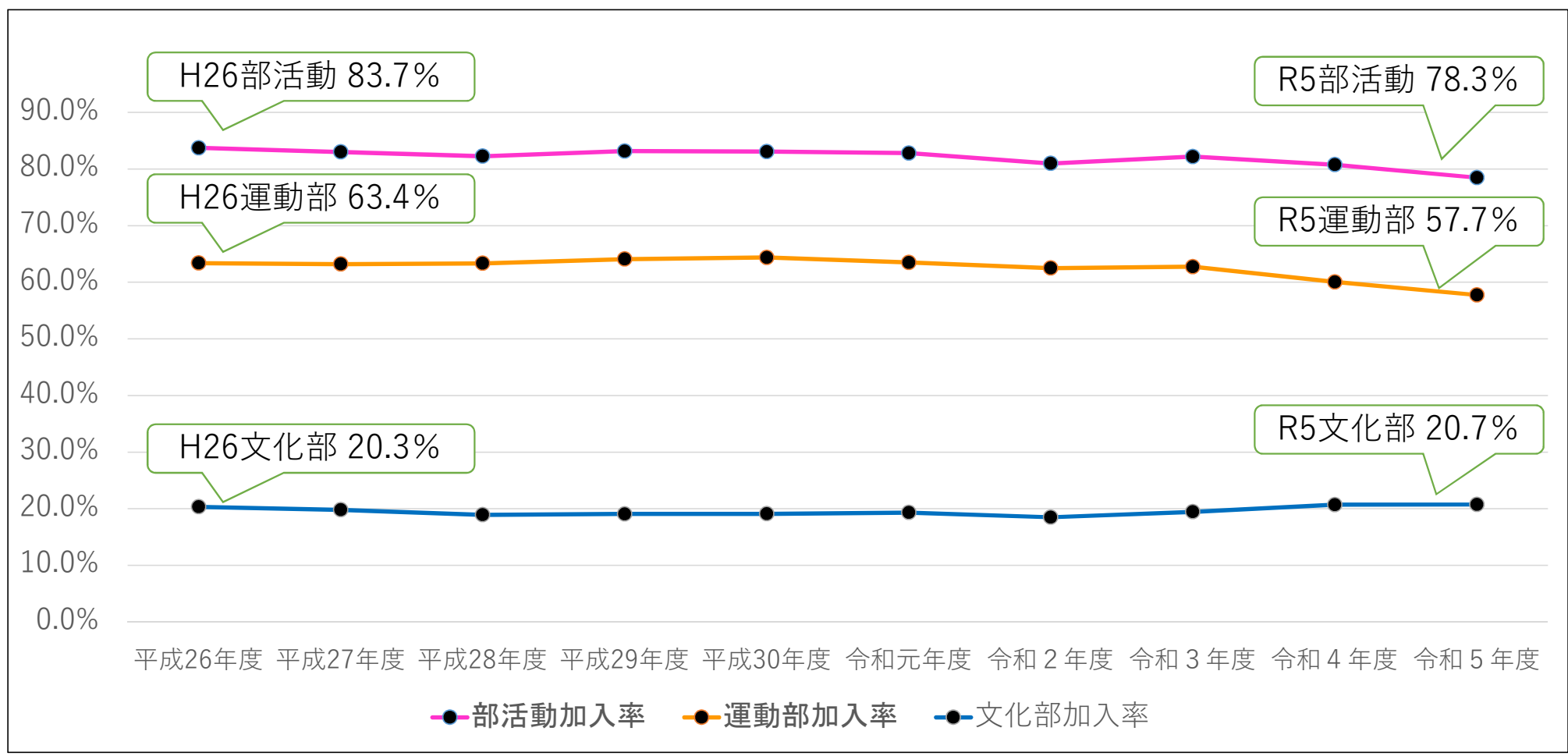
- (1)研究の目的
- (2)地域移行に向けた取組
- (3)今後の部活動の在り方について
- (4)今後の検討課題について

(1) 生徒数と部活動加入者数の推移

※令和6年以降は、推計値



(2)部活動加入率の推移



1 相模原市立中学校等の部活動の状況

(3) 令和5年度 部活動設置種類(市立中学校等36校における設置数)

【運動部】

- | | | |
|-----------------|-----------------|-----------|
| ・軟式野球(28) | ・ソフトボール(13) | ・陸上競技(25) |
| ・サッカー(25) | ・卓球(24) | ・剣道(22) |
| ・男子ソフトテニス(30) | ・女子ソフトテニス(33) | ・柔道(8) |
| ・男子バレーボール(10) | ・女子バレーボール(27) | ・弓道(1) |
| ・男子バスケットボール(32) | ・女子バスケットボール(30) | |
| ・バドミントン(19) | ・ハンドボール(10) | ・水泳(4) |

※ソフトテニス、バレーボール、バスケットボールは大会会場が男女別となることから、男女別に設置

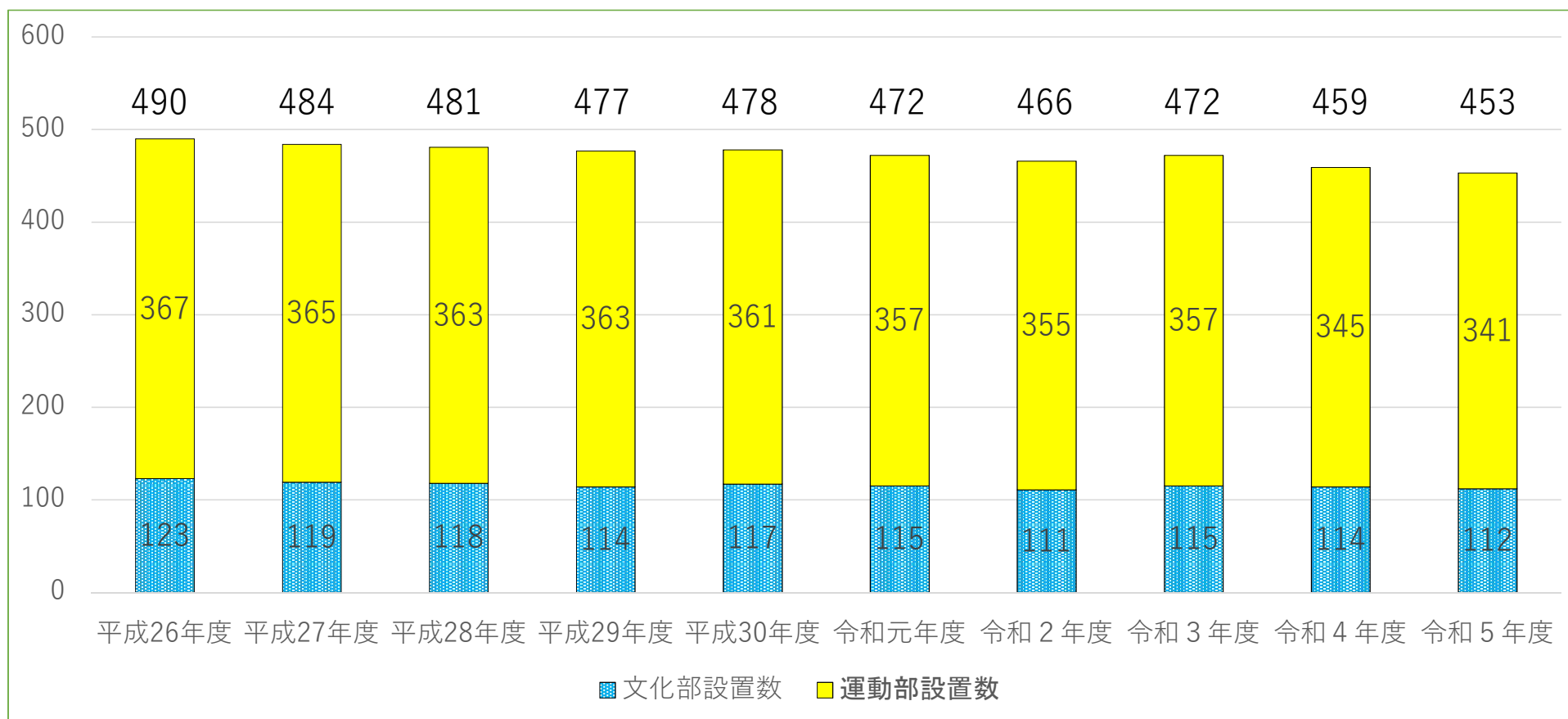
※水泳部は令和5年8月まで(令和6年度設置なし)

【文化部】

- | | | |
|---------------|--------------|-------------------|
| ・吹奏楽(32) | ・美術(29) | ・演劇(15) |
| ・科学、理科、PC(11) | ・家政、福祉、創作(6) | ・文化研究、実践、文芸、園芸(9) |
| ・合唱(2) | ・ギター、音楽(3) | ・囲碁、将棋(2) |
| ・茶道(1) | ・英会話(1) | ・写真(1) |

1 相模原市立中学校等の部活動の状況

(4)部活動設置数の推移



※(3)令和5年度 部活動設置種類に基づく設置数(バスケ、バレー、ソフトテニス男女別カウント)

1 相模原市立中学校等の部活動の状況

(5)令和5年度 学校別設置数(令和5年5月現在)

南区

中央区

緑区

学校名	運動	文化	学校名	運動	文化	学校名	運動	文化
相陽中学校	14	4	上溝中学校	13	4	大沢中学校	14	4
大野南中学校	14	4	田名中学校	13	4	旭中学校	15	4
相模台中学校	8	3	大野北中学校	14	4	相原中学校	9	4
上鶴間中学校	11	3	清新中学校	13	4	内出中学校	10	4
麻溝台中学校	9	2	共和中学校	9	4	相模丘中学校	12	3
大野台中学校	11	3	緑が丘中学校	7	4	中沢中学校	4	2
相武台中学校	11	2	中央中学校	13	4	中野中学校	8	2
谷口中学校	9	4	弥栄中学校	13	4	串川中学校	4	2
新町中学校	9	3	上溝南中学校	12	4	北相中学校	5	1
若草中学校	5	2	小山中学校	12	6	内郷中学校	3	2
鶉野森中学校	9	4	由野台中学校	9	2	藤野中学校	5	2
東林中学校	8	3				青和学園	3	0
						鳥屋学園	3	1

※(3)令和5年度 部活動設置種類に基づく設置数(バスケ、バレー、ソフトテニス は男女別カウント)

1 相模原市立中学校等の部活動の状況

(6)部活動の活動日数・活動時間について

【相模原市中学校等部活動指針（令和4年4月）】

活動日数：週4日以内（平日3日 休日1日）

（大会等で連続した場合は月4日以上の子養日となるようにする。）

活動時間：平日2時間程度（始業前の朝練習は行わない。）

休日3時間程度

【生徒アンケート（令和5年2月）】

質問：現在の活動日数について、どう思いますか。

回答	合計	グラフ
多い（活動を減らしてほしい）	4%	<p>A pie chart illustrating the distribution of responses regarding the number of activity days. The largest segment is green at 56%, representing 'ちょうどよい' (just right). Other segments include orange (9%), purple (14%), red (17%), and blue (4%).</p>
どちらかといえば多い	9%	
ちょうどよい	56%	
どちらかといえば少ない	17%	
少ない（活動を増やしてほしい）	14%	

(1)本市における部活動の課題

○自校で競技に必要な人数を確保できない。

- ・軟式野球9人、サッカー11人等の部員数が確保できない。
- ・2校以上の合同チームで大会参加をしているが、近隣校での合同チームとは限らず、頻繁に合同で練習する機会を確保することが難しい場合がある。

○中山間地域等において、部活動の選択肢が少ない。

- ・旧津久井地域においては、競技に必要な人数の多い部の設置がない。
また、チームスポーツ、吹奏楽部の設置が少ない。
- ・中沢中学校は、運動部がソフトテニス部とバスケットボール部、文化部が吹奏楽部と美術部
- ・青和学園は、運動部がソフトテニス部とバレーボール部、文化部の設置なし
- ・旧市内においても小規模校は、選択肢が少ない。

(2) 教員の負担

○部活動が要因と考えられる時間外在校等時間（教職員部活動アンケート（令和6年2月）結果より）

回答	多い月	少ない月	コロナ前 (R1)	コロナ禍 (R2.9~ 12月)
月45時間以上	14.7%	1.6%	14.0%	5.4%
月25~45時間	33.9%	8.4%	32.6%	22.8%
月5~25時間	42.8%	69.3%	29.9%	50.7%
月0~5時間	8.6%	20.7%	23.6%	21.1%

○部活動顧問の競技・指導経験（教職員部活動アンケート（令和6年2月）結果より）

回答	結果	R3.2月	H308月
競技・指導の経験がある	33.7%	38.4%	50.1%
競技の経験はあるが指導の経験はない	9.5%	9.6%	
競技の経験はないが指導の経験はある	14.2%	16.1%	49.9%
競技・指導の経験がない	42.6%	35.9%	

【部活動への支援（令和5年5月時点）】

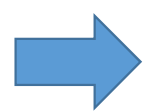
- ・部活動指導員（顧問に代わる指導者）
→6部活に6名を配置
- ・部活動技術指導者（顧問の下で技術指導）
→143部活に166名を委嘱

○学校の働き方改革を踏まえた部活動改革（文部科学省（令和2年9月）より）

- ・部活動の設置・運営は、法令上の義務として求められるものではない。
- ・必ずしも教師が担う必要のない業務と位置付けられている。
- ・教師の献身的な勤務によって支えられており、指導経験がない教師には多大な負担となっている。

(1) 研究の目的

- 生徒の活動を保障する
- 教員の働き方改革を推進する

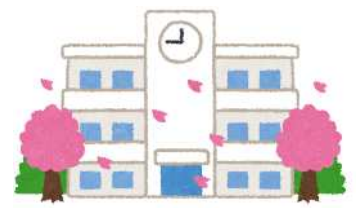


- ・行政と学校が一体となった改革
- ・地域や保護者との連携の在り方を構築

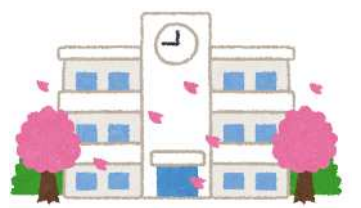
(2) 地域移行に向けた取組

	R6年度	R7年度	R8年度～
国	改革推進期間		段階的な地域移行
活動	合同部活動・拠点校部活動		将来的な活動機会確保へ
指導者	休日等部活動指導員		将来的な指導者確保へ

○合同部活動



A 中学校



B 中学校

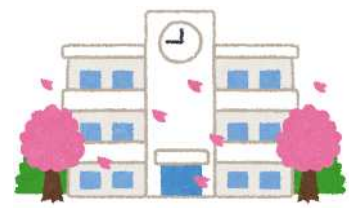
部活動	部活動
陸上競技部	
バスケットボール部	バスケットボール部
ソフトテニス部	ソフトテニス部
バレーボール部	
剣道部	
卓球部	
吹奏楽部	吹奏楽部
美術部	

- ・ 両校に部の設置がある。
- ・ 平日は、それぞれの学校で活動
- ・ 休日は、合同で活動

合同部活動

- ・ 指導者…両校の部活動顧問または休日等部活動指導員
 - ・ 大会…1つのチームとして参加
 - ・ 対応…緊急時の連絡先を学校間で共有
- ※学校管理下の部活動

○拠点校部活動



C 中学校



D 中学校

部活動	部活動
野球部	(野球をしたい生徒)
	サッカー部
(バレーボールをしたい生徒)	バレーボール部
バドミントン部	
(バスケットボールをしたい生徒)	バスケットボール部
剣道部	
(吹奏楽をしたい生徒)	吹奏楽部
美術部	美術部

- ・ 在籍校に部の設置がない。
- ・ 平日は、移動して活動
- ・ 休日は、拠点校で活動

拠点校部活動

- ・ 指導者…拠点校の部活動顧問または休日等部活動指導員
 - ・ 大会…拠点校として参加
 - ・ 対応…緊急時の連絡先を学校間で共有
- ※学校管理下の部活動

(3) 今後の部活動の在り方について

- 生徒の活動機会の確保に向けて、合同部活動、拠点校部活動の成果と課題を検証し、近隣校との連携等を図り、推進する。
- 教育委員会と連携し、部活動の指導者確保に向けた取組を行う。
- 教員の働き方改革を踏まえ、勤務時間内の部活動とするなど、検討を進める。

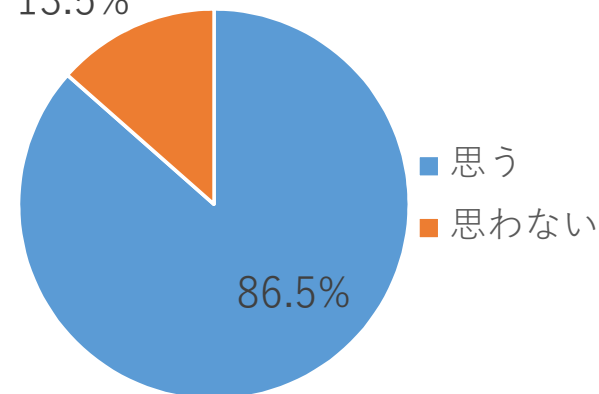
(4) 今後の検討課題について

- 段階的な地域移行の期間における学校管理下、学校管理外の整理
- 生徒の活動機会を確保していくための指導者となる地域人材確保
- 平日部活動と、休日における部活動や地域クラブ活動の関わり方
- 学校規模による対応や段階的な移行の在り方
- 段階的な地域移行に向けた希望する教職員の兼職兼業に向けた整理

(1) 小学校5・6年生 児童アンケート結果(令和4年7月実施)

①地域の活動や習い事等で、中学校入学後、やってみたいと思うスポーツ・文化芸術活動があった場合、活動したいと思いますか。 13.5%

そう思う	51%
どちらかといえばそう思う	36%
どちらかといえばそう思わない	8%
そう思わない	6%



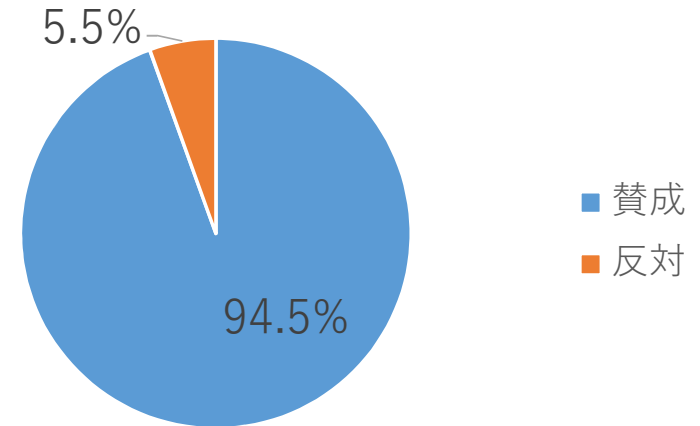
②やってみたいと思う理由は何ですか。

自分がやってみたいスポーツ・文化芸術活動ができるから	68%
より専門的な指導を受けることができるから	23%
他の学校の生徒や地域の人等と交流ができるから	17%
自分の能力にあった活動ができる地域の活動、習い事ができるから	24%
その他	3%

(2) 小学校5・6年生 保護者アンケート結果(令和4年7月実施)

① 中学校入学後、お子さまが「(仮称)地域クラブ」で活動することを希望した場合、どう思いますか。

賛成である	57%
どちらかといえば賛成である	38%
どちらかといえば反対である	5%
反対である	1%



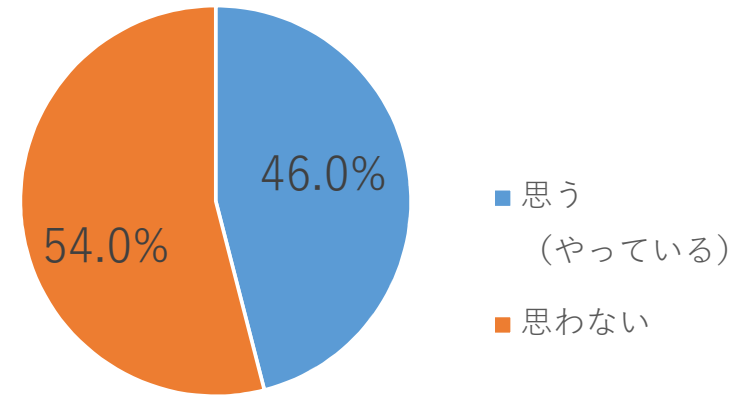
② 賛成する理由は何ですか。

お子さまがやってみたいスポーツ・文化芸術活動ができるから	54%
お子さまがより専門的な指導を受けることができるから	45%
お子さまが他の学校の生徒や地域の人等と交流ができるから	26%
お子さまのの能力にあった活動ができる地域の活動、習い事ができるから	29%
その他	2%

(3) 中学校1・2年生 生徒アンケート結果(令和5年2月実施)

①もし、今後、相模原市で土日に学校の部活動をやらなくなった場合は、地域でスポーツ・文化芸術活動を行おうと思いますか。

そう思う(やっている)	14%
そう思う	13%
どちらかといえばそう思う	19%
どちらかといえばそう思わない	20%
そう思わない	34%



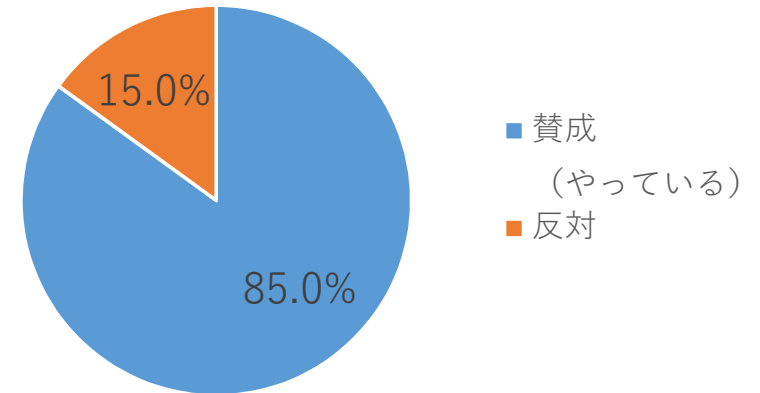
②やってみたいと思う理由は何ですか。

自分がやってみたいスポーツ・文化芸術活動ができるから	54%
より専門的な指導を受けることができるから	45%
他の学校の生徒や地域の人等と交流ができるから	26%
自分の能力にあった活動ができる地域の活動、習い事ができるから	29%
その他	2%

(4) 中学校1・2年生 保護者アンケート結果(令和5年2月実施)

①もし、土日に学校の部活動がなく、お子さまが「地域クラブ活動」で活動することを希望した場合、どう思いますか。

賛成である(やっている)	18%
賛成である	31%
どちらかといえば賛成である	36%
どちらかといえば反対である	11%
反対である	4%



②賛成する理由は何ですか。

お子さまがやってみたいスポーツ・文化芸術活動ができるから	62%
お子さまがより専門的な指導を受けることができるから	47%
お子さまが他の学校の生徒や地域の人等と交流ができるから	33%
お子さまの能力にあった活動ができる地域の活動、習い事ができるから	32%
その他	2%

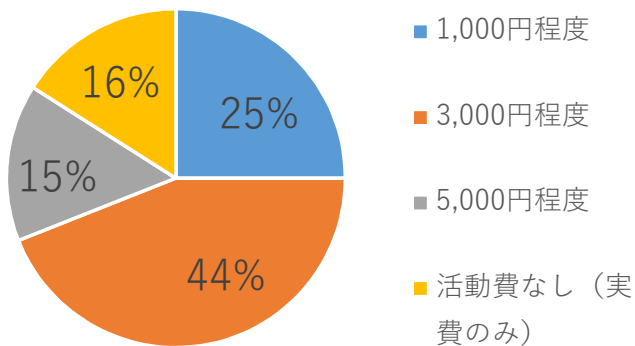
(5)1カ月当たりの活動費

小学校5・6年生 保護者アンケート結果（令和4年7月実施）
 中学校1・2年生 保護者アンケート結果（令和5年2月実施）

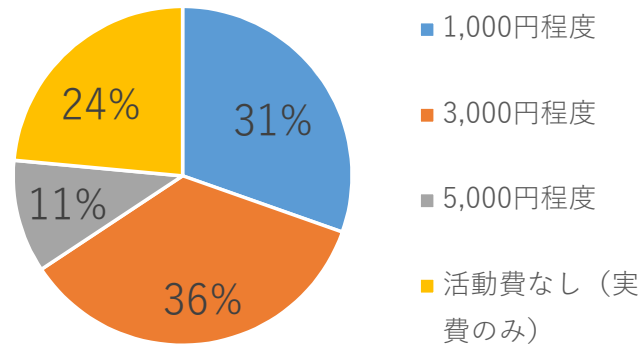
「地域クラブ活動」で活動する場合、1カ月当たりの活動費（スポーツ・文化芸術活動に必要な道具等に係る費用は除く）は、どの程度が適切であると考えますか。

	小学校	中学校
1,000円程度	25%	31%
3,000円程度	44%	36%
5,000円程度	15%	11%
活動費なし（実費のみ）	16%	24%

小学校



中学校



相模原市部活動地域移行審議会の進め方

理念を明確にする

部活動を地域に移行しても守りたいもの、新たに加えたいものなど、部活動地域移行後の**目指す姿を決定する**。(全体会)

審議すべき項目の決定

本市の課題を洗い出し、審議すべき項目を決定する。(全体会)

項目別審議①

目指す姿を実現するための手段について審議すべき項目別に審議会委員がワークショップ形式で実施(グループワーキング)

項目別審議②

様々な制約等を考慮し、**実現可能な手段を検討**(グループワーキング)

項目別審議③

現実に合わせてカスタマイズした手段が、**目指す姿を実現するための手段としてふさわしいままか評価**する。(全体会)

部活動地域移行方針の決定

理念を実現するための手段としてふさわしくない場合、理念の一部を見直すか、改めて手段を見直すか選択し、決定する。

※並行して地域クラブを運営する実証事業を実施する予定

今後のスケジュール(案)

回数	日程	会場	区分	次第
第1回	4月30日(火) 午後4時～午後6時	第1特別 会議室	全体会	1 審議会の進め方について 2 相模原市の公立中学校の部活動の状況や課題について
第2回	5月17日(金) 午後4時～午後6時	第3委員 会室	全体会	1 部活動の地域移行に係る目指す姿について 2 審議する項目の決定
第3回	7月1日(月) 午後4時～午後6時	第3委員 会室	グループ ワーキング	1 目指す姿を実現するための方法について(項目別審議)
第4回	7月26日(金) 午後4時～午後6時	第3委員 会室	グループ ワーキング	1 目指す姿を実現するための方法について(項目別審議)
第5回	10月8日(火) 午後4時～午後6時	第3委員 会室	全体会	1 中間まとめ 2 項目別対応方針案について
第6回	11月12日(火) 午後4時～午後6時	会議室棟 1階第1会 議室	グループ ワーキング	1 全体会の意見を踏まえた方針案の修正 2 項目別対応方針案における実現可能な手段の検討について
第7回	1月20日(月) 午後4時～午後6時	第3委員 会室	グループ ワーキング	1 項目別対応方針案における実現可能な手段の検討について
第8回	2月12日(水) 午後4時～午後6時	ウエルス7階 視聴覚室	全体会	1 中学校休日部活動の地域移行に係る対応方針(答申)案について

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）の概要

※公立中学校等（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部）における運動部活動を対象



運動部活動の
意義と課題

意義

- 生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

課題

- 近年、特に**持続可能性**という面で**厳しさを増しており**、中学校生徒数の減少が加速化するなど**深刻な少子化が進行**。＜生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和2年84万人＞
- 競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担**。＜土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増＞
- 地域では、**スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない**。

これまでの対応

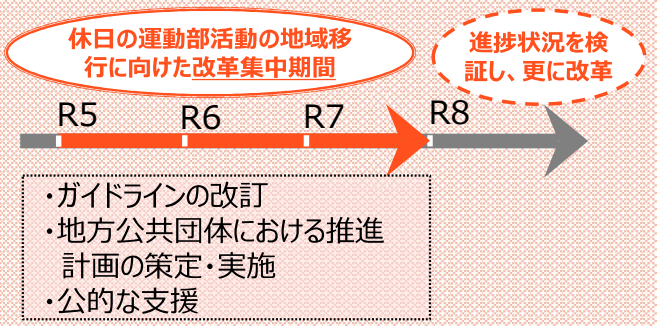
- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）：学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、**休日の部活動の段階的な地域移行**を図る
- 中教審や国会等：「部活動を学校単位から**地域単位の取組**とする」旨指摘

目指す

- 少子化の中でも、**将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保**。このことは、学校の働き方改革を推進し、**学校教育の質も向上**。
- スポーツは、**自発的な参画**を通して「**楽しさ**」「**喜び**」を感じることに本質。**自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出**。
- 地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保**。（スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供）

改革の方向性

- まずは、**休日の運動部活動から段階的に地域移行**していくことを基本とする
- 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目標**
（合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す）
- 平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた**休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進**
- 地域における**スポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等**にも着実に取り組む
- 地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進**
※改革を推進するための「**選択肢**」を示し、「**複数の道筋**」があることや、「**多様な方法**」があることを強く意識



課題への対応

新たなスポーツ環境	・地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体 ・特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保	大会	・大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請 ・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援
スポーツ団体等	・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供 ・必要な予算の確保やtooto助成を含む多様な財源確保の検討	会費や保険	・困窮する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討 ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請
スポーツ指導者	・指導者資格の取得や研修の実施の促進 ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク ・指導者の確保のための支援方策の検討	学習指導要領等	・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討 ・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価 ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す
スポーツ施設	・学校体育施設活用に係る協議会の設置、ルールの方策 ・スポーツ団体等に管理を委託		

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。
 ※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。
 ※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。



運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）の概要【各論】

○地域における新たなスポーツ環境の在り方とその構築方法等（第2章）

参加者	全ての希望する生徒を想定。
実施主体	地域の実情に応じて、実施主体として 多様なスポーツ団体等 （総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスクラブ、大学等）を想定しながら対応。 学校関係の組織・団体 （地域学校協働本部や保護者会等）も想定。
活動内容	特定の運動種目に専念する活動だけでなく、休日等におけるスポーツ体験教室や体験型キャンプ、レクリエーション活動、複数の運動種目を経験できる活動、障害の有無に関わらず誰もが参加できる活動など、 生徒の状況に適した機会を確保 。適切な活動日数や活動時間とする。
活動場所	既存のスポーツ団体の施設や公共の運動施設の他、地域の中学校をはじめ 学校の体育施設 なども積極的に活用。
構築方法等	まずは休日 について着実に進めた上で、 次のステップとして平日 に取り組むことを基本とする。地域の実情等に応じて平日と休日を一体として構築するなどもあり得る。 市町村において 、地域スポーツ担当部署や学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ団体、学校等の関係者からなる 協議会を設置 し、活動の実施主体やスケジュールなどを検討し実行。＜令和4年度から令和6年度の取組を例示＞

【具体的課題への対応】

現状と課題		求められる対応
スポーツ団体等の整備充実（第3章）	<ul style="list-style-type: none"> どの地域においても、受け皿となるスポーツ団体等の整備充実が必要だが、地域スポーツ団体と中学校等との連携が十分でないところが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 国は各地方公共団体における取組の参考となるよう、連携や支援の在り方について先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供。 中学生を受け入れるスポーツ団体等について、必要な予算の確保やスポーツ振興くじ（toto）助成を含めた多様な財源の確保による国の支援も検討。地域の实情に応じた支援体制の整備。
スポーツ指導者の質・量の確保方策（第4章）	<ul style="list-style-type: none"> 専門性や資質を有する指導者の量を確保する必要がある。 教師等の中には専門的な知識や技量、指導経験があり、地域でのスポーツ指導を強く希望する者もいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 指導者資格の取得や研修の実施の促進。JSPOは、競技団体等が主催する大会において、公認スポーツ指導者資格の取得を義務付け。 部活動指導員の活用や、教師等による兼職兼業、企業・クラブチームや大学からの指導者の派遣、地域のスポーツ団体等と連携した人材バンクの設置など。指導者の確保（適切な対価の支払い等）のための国の支援方策の検討。 希望する教師が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、国は許可の対象となり得る例を周知するとともに、教育委員会は兼職兼業の運用に係る考え方等を整理。
スポーツ施設の確保方策（第5章）	<ul style="list-style-type: none"> 公共スポーツ施設やスポーツ団体・民間事業者等が有するスポーツ施設だけでは足りない地域も想定される。 スポーツ団体等が学校体育施設を利用する場合、施設管理を学校が行うと負担が増大するおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校体育施設の活用を促進するため、地方公共団体やスポーツ団体等が連絡・調整するための協議会を設立し、利用ルール等の策定や、利用の割り当ての調整を行う。 施設利用の促進・学校の負担軽減のため、放課後や休日の学校体育施設の管理を、指定管理者制度を活用するなどしてスポーツ団体等に委託。

現 状 と 課 題		求 め ら れ る 対 応
<p>大会の在り方 (第6章)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大会の参加資格が学校単位に限定され、地域のスポーツ団体等の参加は認められていないものがある。 ・中体連と競技団体が主催する全国大会が併存。全国大会ではより上を目指そうとして練習の長時間化・過熱化による怪我や故障、行き過ぎた指導等を招いている。 ・休日の大会参加の引率に負担を感じている教師もいる。大会運営の多くを教師が担っている実態がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度以降は、国は、地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して、引き続き支援。地方公共団体においても支援の在り方を見直し。 ○ 地域において、自分なりのペースでスポーツに親しみたい生徒や複数の運動種目を経験できる活動に参加している生徒等の成果発表の場としてふさわしい大会を整備。 ○ 生徒の心身の負担や保護者の金銭負担が過重にならないよう、国からスポーツ団体等に対し、全国大会の開催回数の精選を要請。スポーツボランティアの活用。 ○ 大会運営は主催者である団体等の職員により担われるべきであり、国から団体等に対し、大会運営体制について適切に見直すことを要請。
<p>会費の在り方 (第7章)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域スポーツに支払う会費が保護者にとって大きな負担となると躊躇する恐れ。 ・経済的に困窮する家庭においては会費を支払うことが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校施設の低額での貸与など地方公共団体や国からの支援、地元企業の施設の利用や用具の寄付等の支援。 ○ 例えば、地方公共団体における困窮する家庭へのスポーツに係る費用の補助や、地元企業からの寄附等による基金の創設などの取組に関し、国による支援方策も検討。
<p>保険の在り方 (第8章)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行後も安心して地域でスポーツ活動に参加できるよう、生徒や指導者が怪我等をしても十分な補償を受けられるようにする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国は、JSPOや各競技団体を通じて、地域のスポーツ団体等に対して、指導者や会員の保険加入を強く促す。 ○ スポーツ安全保険について、災害共済給付と同程度の補償となるよう、国からスポーツ安全協会に補償内容の充実を要請。
<p>関連諸制度等の在り方 (第9章)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校で運動部活動が運営され、教師が顧問となって指導を担うことが前提となっている関連諸制度について、地域でスポーツ活動に参加する生徒が増えていく状況にふさわしいものに、見直していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学習指導要領：部活動の課題や留意事項等について通知・学習指導要領総則解説編に明記。次期改訂時（注：今回は平成29年に改訂）に、学校は、地域で行われるスポーツ団体等と連携・協働を深めることを規定することなどの見直しを検討。 ○ 高校入試：部活動の活動歴や大会成績のみではなく、部活動からうかがえる生徒の個性や意欲、能力について、調査書のみならず生徒による自己評価資料、面接や小論文など入試全体を通じて多面的に評価。 ○ 教師の採用：部活動指導に係る意欲や能力等について、採用選考にあたり評価したり、人事配置において過度に評価していることがあれば、適切に見直し。

※**地域移行が進められている間の学校における運動部活動の見直し（第10章）**

運動部活動の地域移行を段階的に進めつつも、**現在行われている学校の運動部活動についても、引き続き速やかな改革**が求められる。
 （誰もが参加しやすい活動、複数の活動を経験できる活動日数や時間、指導体制の見直し、地域スポーツ団体等との連携・協働）



文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年8月9日手交）の概要

※公立中学校等における文化部活動を対象

文化部活動の
意義と課題

目指す
姿勢

改革の
方向性

課題への
対応

意義

- 生徒の文化芸術等に親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

課題

- 近年、特に**持続可能性**という面で**厳しさを増しており**、中学校生徒数の減少が加速化するなど**深刻な少子化が進行**。 <生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和3年84万人>
- 休日も含めた部活動の指導**が求められるなど、**教師にとって大きな業務負担**。 <土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増>
- 地域では、**文化芸術団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない**。

これまでの対応

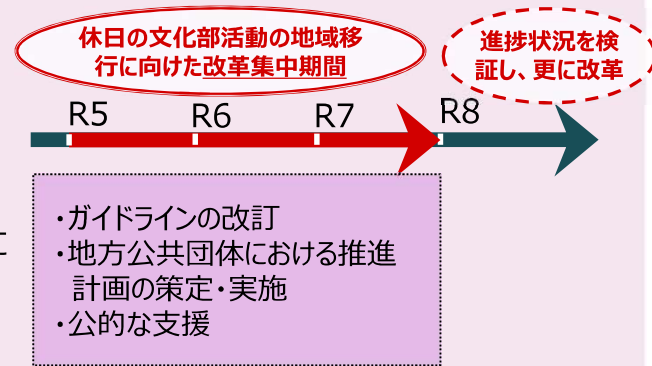
- 文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月）：学校と地域が協働・融合した形での地域における文化芸術等に親しむ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、**休日の部活動の段階的な地域移行**を図る
- 中教審や国会等：「部活動を学校単位から**地域単位の取組**とする」旨指摘

○少子化の中でも、**将来にわたり我が国の子供たちが文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保**。このことは、**学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上**。

○文化芸術は、**豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等**、人間が人間らしく生きる糧となるものであり、地域移行を契機に、生徒や保護者等が地域の文化芸術活動に参加し、**地域における文化芸術の発展を主体的に形成**、さらには**地域社会を豊かにすることにつながる**。**部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出**。

○**地域の持続可能で多様な文化芸術等に親しむ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保**。（文化芸術団体等の組織化、指導者や施設の確保など）

- まずは、**休日の文化部活動から段階的に地域移行**していくことを基本とする
- 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途**
(合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す)
- 平日の文化部活動の**地域移行**は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた**休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進**
- 地域における文化芸術に親しむ**機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等**にも着実に取り組む
- 地域の文化芸術団体等と学校との連携・協働の推進**
※**改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識**



新たな文化芸術環境	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じ、文化芸術団体等、多様な実施主体 ・生徒の状況に適した機会を確保 	大会	<ul style="list-style-type: none"> ・大会主催者に対し、地域の文化芸術団体等の参加も認めるよう要請 ・地域の文化芸術団体等も参加できる大会に対して支援
文化芸術団体等、指導者	<ul style="list-style-type: none"> ・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供 ・必要な予算や地域に応じた多様な財源確保の検討 ・指導者資格の取得や研修の実施の促進 ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク ・指導者の確保のための支援方策の検討 	会費や保険	<ul style="list-style-type: none"> ・困窮する家庭への費用の支援方策の検討 ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請
活動場所	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設活用に係る協議会の設置、ルールの策定 ・社会教育施設、文化施設等の活用の促進 	学習指導要領等	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討 ・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価 ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。
 ※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。
 ※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。



文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年8月9日）の概要【各論】

○地域における新たな文化芸術に親しむ環境の在り方とその構築方法等（第2章）

参加者	全ての希望する生徒を想定。
実施主体	地域の実情に応じて、多様な実施主体、 文化芸術団体等 （地域の文化芸術団体、地域、民間の文化教室等）、 学校関係の組織・団体 （地域学校協働本部や保護者会等）も想定しながら対応。
活動内容	休日等における文化芸術体験教室や、レクリエーション活動、障害の有無に関わらず誰もが参加できる活動など、 生徒の状況に適した機会を確保 。適切な活動日数や活動時間とする。
活動場所	学校の音楽室・美術室等の学校施設 の他、地域の 社会教育施設、文化施設等 も積極的に活用。
構築方法等	まずは休日 について着実に進めた上で、 次のステップとして平日 に取り組むことを基本とする。地域の実情等に応じて平日と休日を一体として構築するなどあり得る。 市町村において 、地域文化振興担当部署や学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域文化芸術団体、学校等の関係者からなる 協議会を設置 し、活動の実施主体やスケジュールなどを検討し実行。 <令和4年度から令和6年度の取組を例示>

[具体的課題への対応]

現状と課題		求められる対応
文化芸術団体等の整備充実 指導者の質・量の確保方策 （第3章）	<ul style="list-style-type: none"> ・どの地域においても、受け皿となる文化芸術団体等の整備充実が必要だが、地域文化芸術団体と中学校等との連携が十分でないところが多い。 ・専門性や資質を有する指導者の量を確保する必要がある。 ・教師等の中には専門的な知識や技量、指導経験があり、地域での指導を強く希望する者もいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国は各地方公共団体における取組の参考となるよう、連携や支援の在り方について先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供。 ○ 中学生を受け入れる文化活動等の実施に対して、現在の文化部活動の地域移行に向けた事業の充実を含む必要な予算の確保を検討。地域の実情に応じた支援体制の整備。 ○ 指導者資格の取得や研修の実施の促進など地域の実情に応じた次世代の指導者育成の仕組みづくりの推進。 ○ 部活動指導員の活用や、教師等による兼職兼業、地域の文化芸術団体などと連携しての指導者の派遣、人材バンクの設置など。指導者の確保（適切な対価の支払い等）のための国の支援方策の検討。 ○ 希望する教師が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、国は許可の対象となり得る例を周知するとともに、教育委員会は兼職兼業の運用に係る考え方等を整理。
活動場所の確保方策 （第4章）	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の音楽室などとともに、社会教育施設、文化施設等の活用も考えられる。 ・文化芸術団体等が学校施設を利用する場合、施設管理を学校が行うと負担が増大するおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校施設の活用を促進するため、地方公共団体や文化芸術団体等が連絡・調整するための協議会を設立し、利用ルール等の策定や、利用の割り当ての調整を行う。 ○ 社会教育施設や文化施設、小学校、高等学校、特別支援学校、廃校となった施設の利用の促進。

現 状 と 課 題		求 め ら れ る 対 応
大会の在り方 (第5章)	<ul style="list-style-type: none"> ・全国大会の参加資格が学校単位に限定されるなど、地域の文化芸術団体等の参加は認められていない場合がある。 ・一部には、大会で、より上を目指そうとして練習の長時間化・過熱化、行き過ぎた指導等を招いている。 ・休日の大会参加の引率に負担を感じている教師もいる。大会運営の多くを教師が担っている実態がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度以降は、国は、地域の文化芸術団体等も参加できる大会に対して、引き続き支援。地方公共団体においても支援の在り方を見直し。 ○ 地域において、自分なりのペースで文化芸術等に親しみたい生徒等の成果発表の場としてふさわしい大会を整備。 ○ 生徒の心身の負担や保護者の金銭負担が過重にならないよう、国から文化芸術団体等に対し、全国大会の在り方の見直しを要請。 ○ 大会運営は主催者である団体等の職員により担われるべきであり、国から団体等に対し、大会運営体制について適切に見直すことを要請。
会費の在り方 (第6章)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での文化芸術に親しむ活動に支払う会費が保護者にとって大きな負担となると躊躇する恐れ。 ・経済的に困窮する家庭においては会費を支払うことが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校施設の低額での貸与や送迎への配慮など地方公共団体や国からの支援、地元企業の施設の利用や楽器の寄付等の支援。 ○ 例えば、地方公共団体における困窮する家庭への文化芸術等に親しむ活動に係る費用の補助や、地元企業からの寄附等による基金の創設などの取組に関し、国による支援方策も検討。
保険の在り方 (第7章)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行後も安心して地域で文化活動に参加できるよう、生徒や指導者が怪我等をしても十分な補償を受けられるようにする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国は、地域の文化芸術団体等に対して、指導者や会員の保険加入等を促す。 ○ スポーツ安全保険について、災害共済給付と同程度の補償となるよう、国からスポーツ安全協会に補償内容の充実を要請。
関連諸制度等の在り方 (第8章)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校で文化部活動が運営され、教師が顧問となって指導を担うことが前提となっている関連諸制度について、地域で文化活動に参加する生徒が増えていく状況にふさわしいものに、見直していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学習指導要領：部活動の課題や留意事項等について通知。次期改訂時（注：前回は平成29年に改訂）に、学校は、地域で行われる文化芸術団体等と連携・協働を深めることを規定することなどの見直しを検討。 ○ 高校入試：部活動の活動歴や大会成績のみではなく、部活動からうかがえる生徒の個性や意欲、能力について、調査書のみならず生徒による自己評価資料、面接や小論文など入試全体を通じて多面的に評価。 ○ 教師の採用：部活動指導に係る意欲や能力等について、採用選考にあたり評価したり、人事配置において過度に評価していることがあれば、適切に見直し。

※地域移行が進められている間の学校における文化部活動の見直し（第9章）

文化部活動の地域移行を段階的に進めつつも、現在行われている学校の文化部活動についても、引き続き速やかな改革が求められる。
 （誰もが参加しやすい活動、日数や時間、指導体制の見直し、地域文化芸術団体等との連携・協働）

公立中学校における部活動の地域移行に係る 神奈川県の方針

令和5年10月

目次

I はじめに	1
1 方針策定の経緯・趣旨	2
2 方針の性格	2
3 方針の対象	2
II 県内の公立中学校における部活動を取り巻く状況	3
1 少子化の進行状況とその影響	3
(1) 学校数、生徒数、部活動数等の推移	3
(2) 生徒のニーズと教員の負担感	4
2 県内のスポーツ団体、指導者、活動場所等の状況	8
(1) 県内の総合型地域スポーツクラブの状況	8
(2) 県内のスポーツ少年団の状況	9
(3) 県内のスポーツ指導者数の状況	10
(4) 県内の体育・スポーツ施設の状況	11
(5) 県内の公民館・文化施設の状況	11
(6) 地域学校協働活動の状況	12
III 本県における地域移行について	13
1 基本的な考え方	13
2 地域移行を進める体制づくり	14
(1) 協議会等の検討体制の整備	14
(2) 指導者の確保	15
3 段階的な地域移行に向けた取組	17
(1) 適正な運営体制の整備	17
(2) 地域クラブ活動等に係る費用、保険	19
4 大会等の参加の在り方の見直しと参加機会の確保	20
IV 地域移行に向けて	22
1 地域移行に向けた様々な選択肢	22
(1) 学校部活動及び地域クラブ活動の環境整備に向けた検討フロー	22
(参考) 図 検討フロー	23
(2) 地域クラブ活動への移行における運営形態の類型（国のガイドライン）	24
2 おわりに	32
資料	33

I はじめに

本方針は、次代を担う子どもたち一人ひとりの個性やよさを大切に育てるため、「地域」「家庭」「学校」「行政」「民間団体」「企業」「大学」などそれぞれの立場、役割を自覚しながら、連携・協力し合って、豊かなスポーツ・文化芸術等活動を実現するための考え方や取組の方向性を示すものである。

中学生のスポーツ・文化芸術等の環境をめぐる状況は、県内においても地域によって異なるため、学校部活動の地域連携や地域移行の在り方、そして、その環境整備の方法などは、地域の実情に応じて多様な方法が考えられる。

このため、本県では、学校部活動の地域連携や地域移行について、達成までの道筋を一律に定めず、地域の実情に応じて、段階的且つ柔軟に取り組んでいくことを基本的な考え方としている。

こうした各地域における連携・協力の取組が進めば、子どもたちにとってより豊かなスポーツ・文化芸術等活動の機会が増え、その関わりの中で視野が広がり、内面的にも成長していくと考える。

中学生の地域スポーツ・文化芸術等の活動イメージ



1 方針策定の経緯・趣旨

- 部活動は、学校教育の一環として、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担うとともに、生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。
- しかし、少子化の進展により、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、必ずしも専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっている。
- こうした中、国は、休日の部活動を段階的に地域へ移行することとし、「部活動の地域移行に関する検討会議」からの提言を踏まえ、平成30年に策定したスポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合し、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）として令和4年12月に全面改定した。
- 国のガイドラインの「I 学校部活動」（以下「I章」という。）は、中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中等部含む）及び高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部含む）を対象とし、II以降の各章は、公立の中学校を主な対象としている。県は、I章に相当する内容については、平成30年に「神奈川県部活動の在り方に関する方針」（以下「県方針」という。）として定めていることから、国のガイドラインの改定を踏まえ、県方針の一部を改定した。
- 一方、国のガイドラインのうち、II以降の各章は、中学校の部活動の地域移行を円滑に進めるために必要な対応に関し、国の考え方を示したものである。県としても、生徒がスポーツ・文化芸術等の活動に継続して親しめる環境の整備に向けた考え方や対応の方向性を示し、円滑に取り組を進めていく必要があることから、新たに「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針」を策定するものである。
- 方針策定に当たり、各市町村において、地域移行の取組を進める際の参考になるよう、地域移行に向けた県、市町村・学校、地域クラブそれぞれの役割分担や取組の方向性を示す「本編」と、具体的な県内の取組事例を類型化して取りまとめる「実践事例集」で構成することとした。

2 方針の性格

- 本方針は、国のガイドラインを踏まえ、学校部活動の地域移行を進めるに当たり、生徒にとって、望ましいスポーツ・文化芸術等の活動環境となるよう、その整備に向けた当面の間の考え方や対応の方向性を示すものである。
- 本方針は、当面、国が示した令和5年度から令和7年度までの3年間の改革推進期間を対象とする。
- 本方針について、国の動向や改革推進期間における取組の進捗状況等を勘案し、改革推進期間終了後、適宜必要な見直しを行うこととする。

3 方針の対象

本方針は、公立中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中等部を含む。以下同じ。）の生徒の学校部活動（合同部活動及び拠点校部活動含む）及び地域クラブ活動を主な対象とする。国立及び私立学校については、本方針を参考にしつつ、学校等の実情に応じて取り組むことが望ましい。

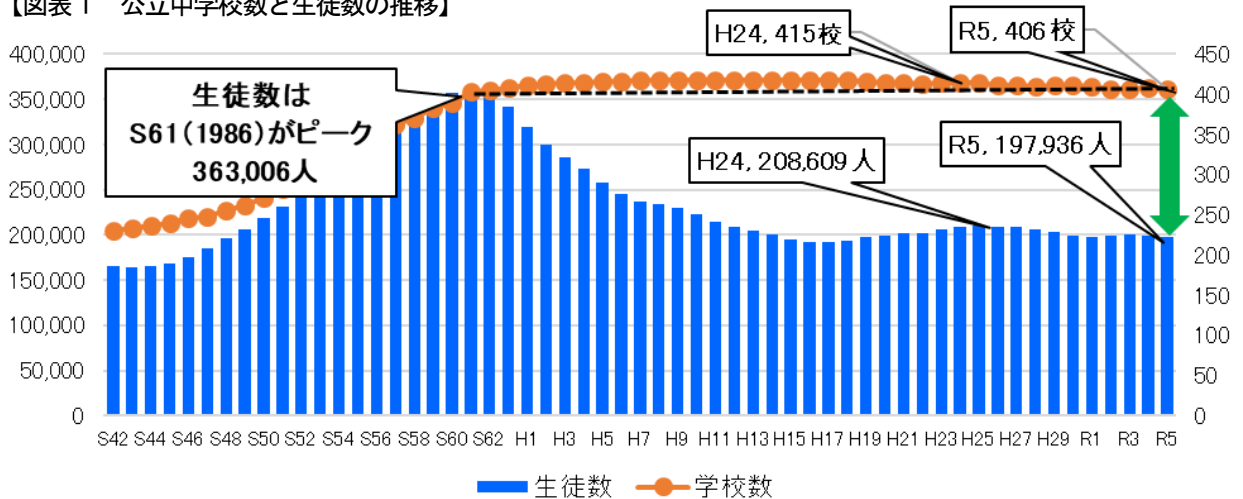
Ⅱ 県内の公立中学校における部活動を取り巻く状況

1 少子化の進行状況とその影響

(1) 学校数、生徒数、部活動数等の推移

- 少子化の進展により、県内の公立中学校等の生徒数は、昭和61年の約36万人をピークに減少している。(図表1)
- 県内の公立中学校の学校数は、生徒数の増加に伴い増えたが、生徒数が減少してもその数は大きく減少していないため、学校の規模は小さくなっている。(図表1)
- 平成24年から令和5年までの11年間で、生徒数は約10,600人減少しており、(図表1) 県全体では2校に1校で1つの部活動が廃止されている。(図表2)
- 団体競技では、チーム編制ができないなどの理由から、日常の練習や大会参加を他校と一緒に行う「合同部活動」を実施する学校が増加傾向にある。(図表3、図表4)

【図表1 公立中学校数と生徒数の推移】



(出典：県教育委員会「学校統計要覧」、R5は「公立小・中学校等の児童・生徒数、学級数、教職員数及び公立高等学校等(全日制・定時制)の生徒数、学級数の調査」)

【図表2 ブロック地区別中学校部活動数、入部者数の変化 [平成24年度と令和5年度との比較]】

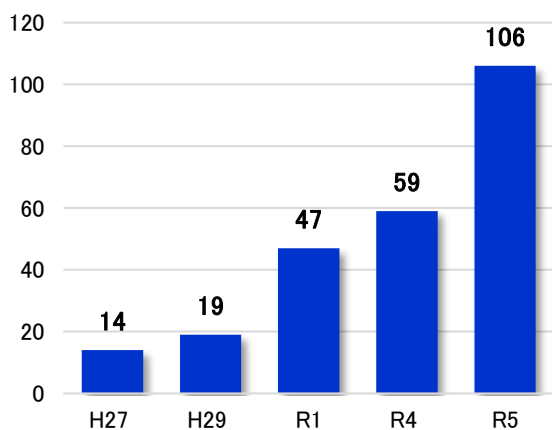
学校数		横浜	川崎	相模原	横須賀	湘南	中	県央	県西	全体	
H24	415	部活動数	1,958	836	487	442	545	422	558	305	5,553
		1校当たりの部活動数	13.2	16.4	13.2	13.8	12.4	13.2	12.7	12.2	13.4
		1部当たりの部員数	25.4	23.4	23.7	20.4	23.7	22.6	24.7	19.9	23.8
R5	406	部活動数	1,911	822	462	411	547	417	528	242	5,340
		1校当たりの部活動数	13.0	15.8	12.5	12.8	12.2	12.3	12.0	11.0	12.9
		1部当たりの部員数	24.1	22.8	23.7	19.3	24.0	21.4	23.1	21.1	23.0

※ 三浦市・葉山町は横須賀ブロックに含まれる。

※ 部活動数は、同一競技で男女別で部を設置していない場合も、男女それぞれで計上した合計数。

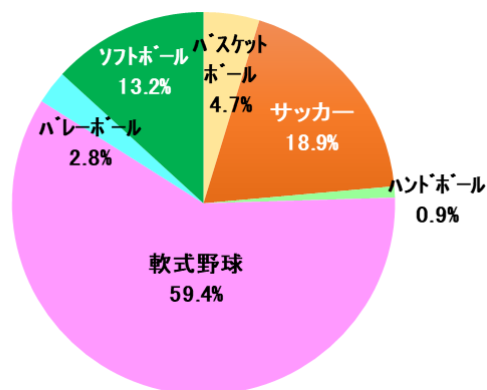
(出典：県中学校体育連盟「運動部活動調査」)

【図表3 合同部活動実施校数の推移】



(出典：県中学校体育連盟「運動部活動調査」)

【図表4 合同部活動を実施する部活動の割合】



(出典：県中学校体育連盟「運動部活動調査」/令和5年度)

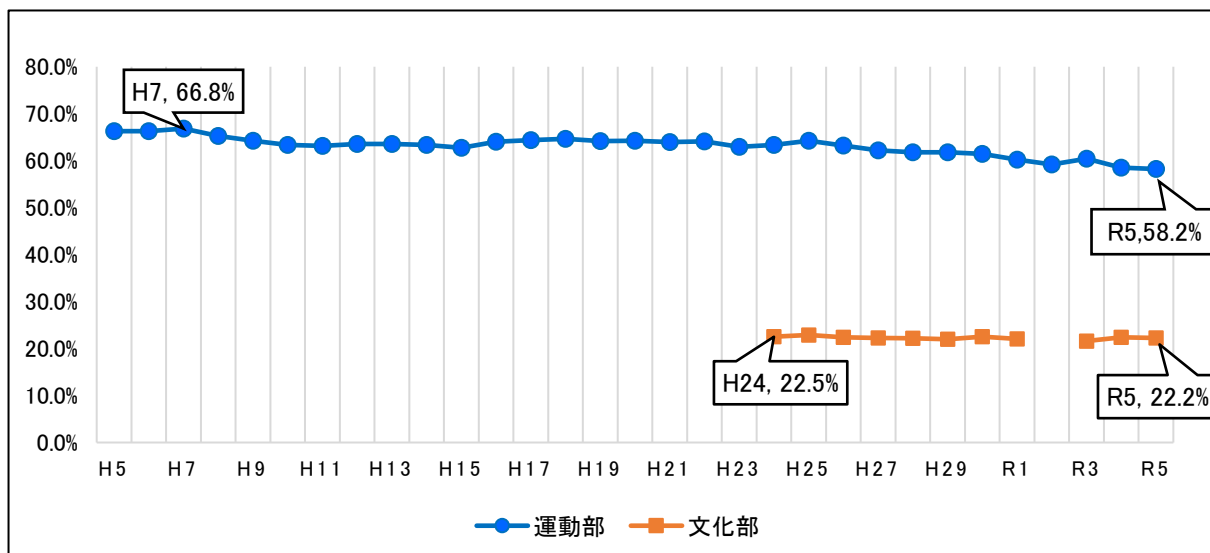
課題

- 各学校に設置されている部活動数が減ったことで、入りたい部活動が学校にないなど、生徒の部活動の選択肢が狭まり、多様な生徒のニーズに対応できなくなっていることが考えられる。
- 部員数不足で自校の生徒だけの活動に支障が生じている部活動がある学校については、生徒が継続的に活動できる環境を整えていく必要がある。

(2) 生徒のニーズと教員の負担感

- 県内公立中学校における運動部活動の加入率は、平成7年度の66.8%をピークに緩やかに減少している。一方、文化部活動の加入率はほぼ横ばいとなっている。(図表5)
- 各公立中学校では、運動部活動、文化部活動ともに多岐にわたる部活動が設置されており、部活動に加入している生徒の約7割が運動部活動、約3割が文化部活動に加入している。(図表6、7)
- 本県の中学生について、「友達と楽しく活動する(32.7%)」ことを部活動の目的として加入している生徒の割合が最も多い。次いで、「体力・技術を向上させる(22.4%)」「大会・コンクール等でよい成績を収める(17.8%)」の順に高い。(図表8)
- 公立中学校の運動部・文化部活動の顧問教員は、部活動を指導する上で、長時間勤務を含めた「勤務時間(50.9%)」、生徒のニーズに応える「技術指導(32.6%)」、休日に実施されることが多い「大会・コンクール引率(29.7%)」の順に、負担感を感じている割合が多い。(図表9)
- 公立中学校の運動部活動顧問教員のうち、4割以上が競技経験のない部活動の指導を行っている。(図表10)
- 公立中学校教員の1週間当たりの平均在校等時間は、いずれの職種も減少しているが、総括教諭及び教諭では、時間外在校等時間が約21時間となっている。(図表11)
- 公立中学校教員の部活動指導に係る勤務時間は、勤務日は38分だが、週休日・休日は2時間22分と長時間となっている。(図表12)

【図表5 部活動加入率の年次推移】



(出典：県中学校体育連盟「運動部活動調査」)

【図表6 運動部及び文化部の設置数】

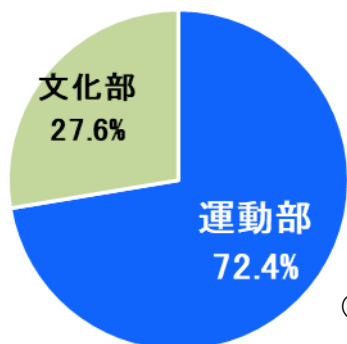
運動部	部活動数	
	男子	女子
バスケットボール	385	391
陸上競技	336	333
ソフトテニス	278	317
卓球	282	257
バレーボール	130	345
バドミントン	214	250
剣道	220	218
サッカー	374	1
軟式野球	364	0
水泳競技	96	96
柔道	79	71
ソフトボール	3	108
ハンドボール	48	41
硬式テニス	16	19
体操競技	10	11
新体操	0	11
ダンス	7	14
相撲	4	0
弓道	2	2
ラグビーフットボール	1	0
空手	0	1
山岳	1	1
バトントワリング	1	2
合計	2,851	2,489

(出典：県中学校体育連盟「運動部活動調査」/
令和5年度)

文化部	部活動数
美術・工芸	392
吹奏楽部	378
演劇	113
自然科学	96
パソコン	79
合唱	63
調理	60
茶道	51
将棋	30
華道	22
文芸	22
囲碁	21
書道	14
放送	14
写真	13
ボランティア	11
漫画・アニメ	8
日本音楽	6
総合文化	5
器楽・管弦楽	4
軽音楽	4
マーチング・バトントワリング	3
小倉百人一首かるた	1
合計	1,410

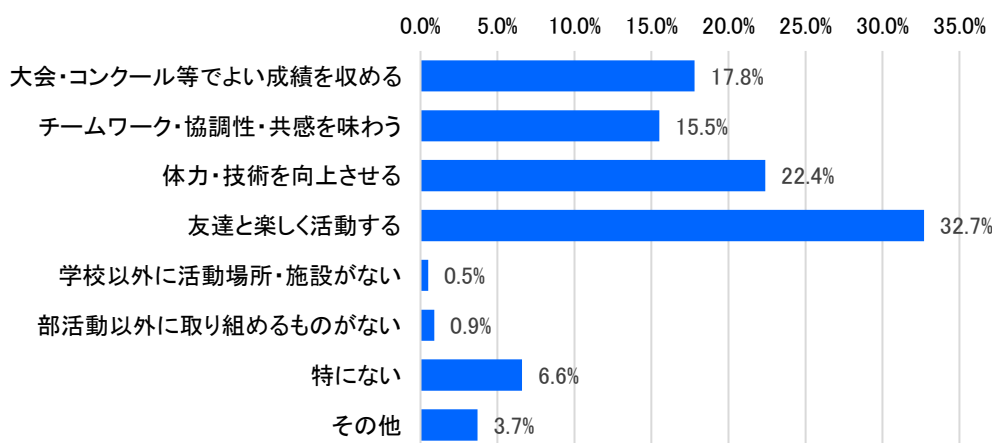
(出典：県教育委員会「令和4年度の文化部活動の実態調査について」/令和4年度)
※ 照会を行った部のみ掲載。また、市町村立中学校の文化部のみ抜粋

【図表7 運動部と文化部の加入人数の割合】



(出典：県中学校体育連盟「運動部活動調査」/令和5年度)

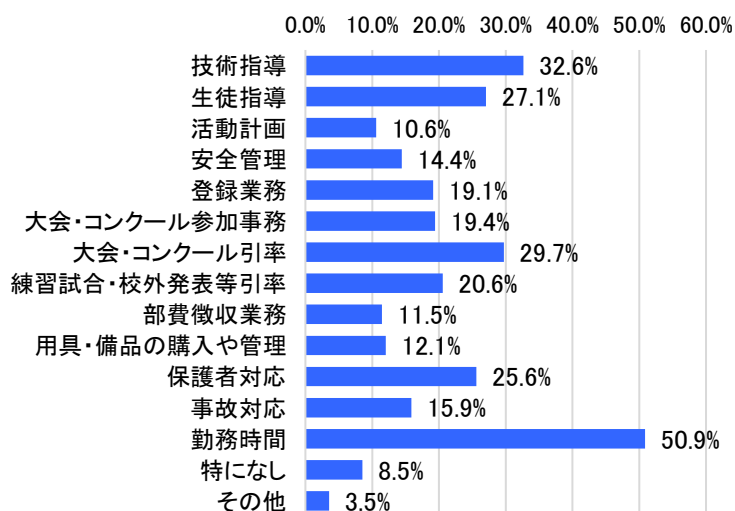
【図表8 部活動に所属している最大の目的】



(出典：県教育委員会「中学校・高等学校生徒のスポーツ・文化活動に関する調査」/令和3年度)

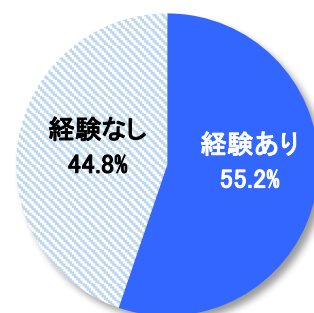
【図表9 部活動を指導する上で負担に感じていること】

(3つまで回答可)



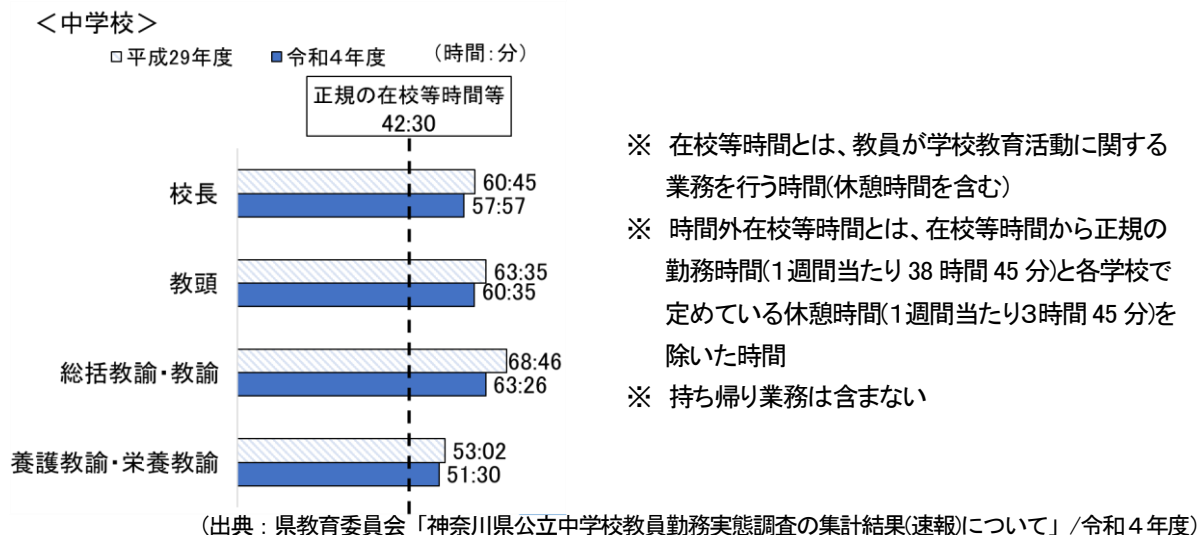
(出典：県教育委員会「中学校・高等学校生徒のスポーツ・文化活動に関する調査」/令和3年度)

【図表10 顧問教員の競技経験】



(出典：県中学校体育連盟「運動部活動調査」/令和5年度7月時点)

【図表 11 1週間当たりの平均在校等時間】



【図表 12 教員一人当たりの業務内容別の在校等時間】

＜中学校＞

業務内容	勤務日	週休日・休日
児童・生徒の指導	9:19	2:59
うち部活動	0:38	2:22
学校運営にかかわる業務	1:15	0:07
外部対応	0:12	0:00
校外	0:16	0:01
その他	0:06	0:02

(出典：県教育委員会「神奈川県公立学校教員勤務実態調査の集計結果(速報)について」/令和4年度)

課題

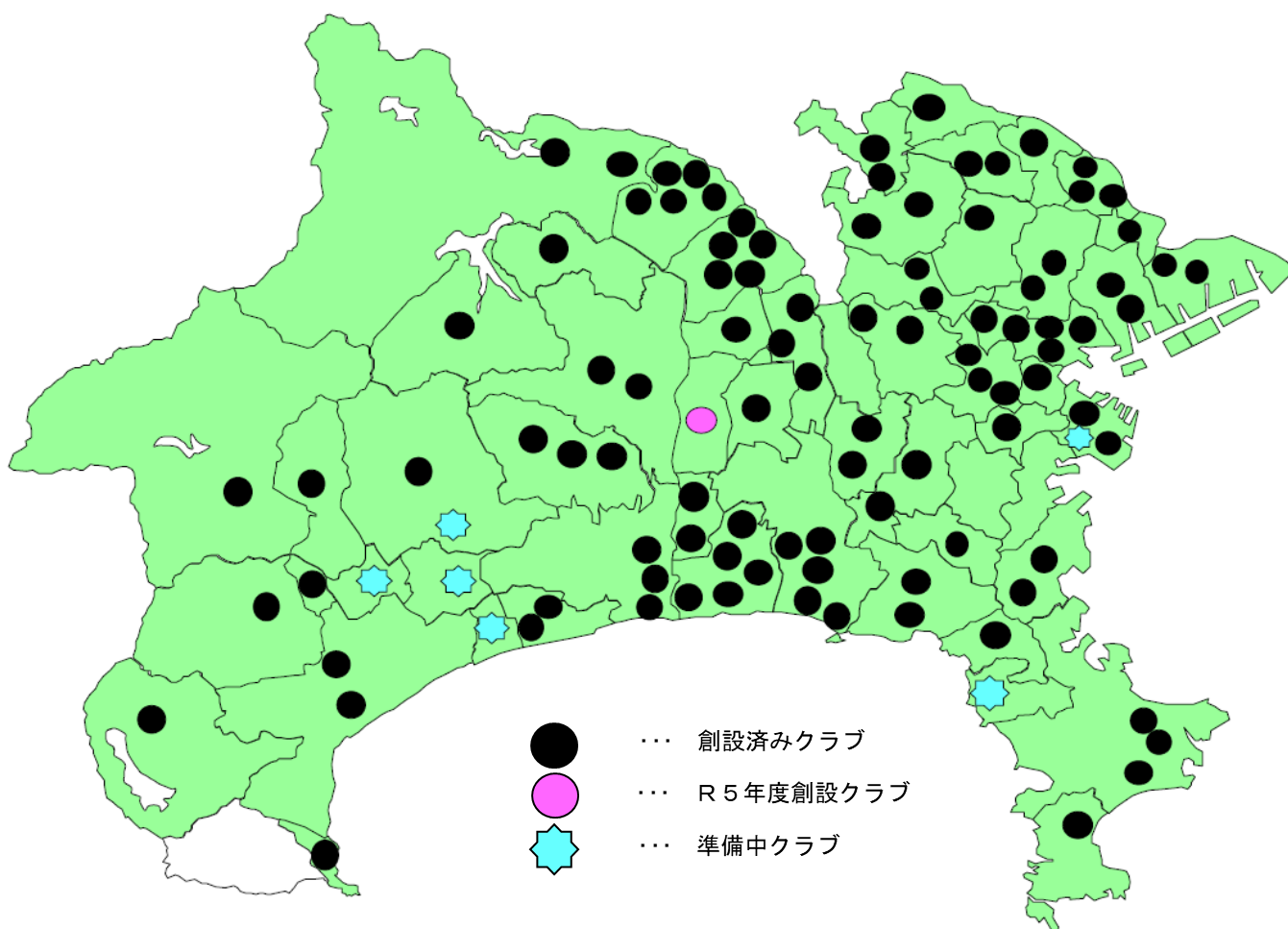
- 同じ部活動の中でも、競技志向が強い生徒とエンジョイ志向が強い生徒が混在していることが考えられ、顧問教員には、それぞれの目的に見合う指導が求められている。
- 運動部、文化部ともに多岐にわたる種目等が設置されており、これらに対応できる多様な外部人材の確保が課題である。
- 競技志向の強い生徒には、専門的な指導が受けられるよう、また、指導経験のない顧問教員の負担軽減を図るよう、学校における顧問決定に当たっては、教員の意向や事情等を十分勘案するとともに、部活動指導員など外部人材の活用を積極的に進めていく必要がある。
- 顧問教員は、部活動の指導に係る長時間勤務や休日勤務を含めた勤務時間について負担を感じていることから、休日の部活動指導や、大会、コンクール等の引率に、必ずしも教員が従事しない体制づくりが必要である。

2 県内のスポーツ団体、指導者、活動場所等の状況

(1) 県内の総合型地域スポーツクラブの状況

- 県内における総合型地域スポーツクラブ¹の数は、創設済みが100箇所、創設準備中が6箇所であり、合計32自治体で総合型地域スポーツクラブが創設されている。(図表13)
- 総合型地域スポーツクラブにおいては、中学校の部活動で行われる種目だけでなく、多様なスポーツ活動が行われている。一方で、1つのクラブで行っている種目数は、5種目未満のクラブが半数以上となっている。また、県内のほぼ全域で5種目未満のクラブの割合が高くなっており、種目別に見るとサッカーやバスケットボールを行っているクラブが比較的多い。(図表14、15)

【図表13 県内の総合型地域スポーツクラブの設置状況】



(出典：県スポーツセンター調べ/令和5年8月時点)

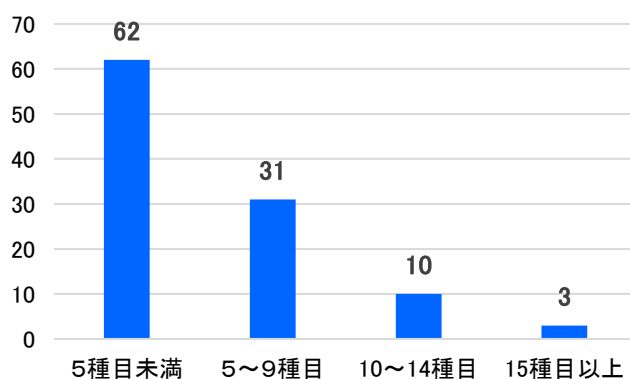
¹ 総合型地域スポーツクラブ：人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブとして、平成7年度から育成が開始された。

【図表 14 県内の総合型地域スポーツクラブで行われている主な種目】

20以上のクラブで行われている種目	健康体操、サッカー、バスケットボール、ヨガ、体操（器械体操・新体操・トランポリン）、バドミントン、フットサル
10以上のクラブで行われている種目	ウォーキング（ノルディック・ウォーキング等を含む）、ダンス（ジャズダンス・社交ダンス・フォークダンス・民謡踊り等を含む）、バレーボール、陸上競技、エアロビクス、グラウンドゴルフ、卓球、テニス、フィットネストレーニング、野球、ソフトテニス
10未満のクラブで行われている種目	インディアカ、親子リトミック、カヌー、空手、キンボール、剣道、3B体操、水泳、スキー、スポーツ吹矢、ソフトバレーボール、ソフトボール、太極拳、ターゲット・バードゴルフ、登山・クライミング、ドッジボール、バウンドテニス、パラスポーツ（ポッチャ等）、パークゴルフ、ビーチバレー、フラダンス、ペタンク、ボウリング、ラグビーフットボール、ランニング（ジョギング）、その他

（出典：県スポーツ課調べ/令和5年8月時点）

【図表 15 活動種目数別総合型地域スポーツクラブ数】



（出典：県スポーツ課調べ/令和5年8月時点）

（2）県内のスポーツ少年団の状況

- 県内におけるスポーツ少年団²の数は、令和5年2月時点で合計団数は332、団員数は6,826人であり、うち男子が4,652人、女子が2,174人で男子の団員が多い。（図表16、17）
- スポーツ少年団の活動は、主に地域の小・中学校や公共スポーツ施設等で行われている。

【図表 16 県内のスポーツ少年団の登録状況】

団数	団員数		
	男子	女子	計
332	4,652	2,174	6,826

（出典：公益財団法人神奈川県スポーツ協会「令和4年度 日本スポーツ少年団登録（市町別：団数、団員数、指導者数、役員・スタッフ数）」/令和5年2月1日時点）

² スポーツ少年団：青少年の健全育成を目的とし、地域社会で幅広いスポーツ活動を行う集団であり、幼児から高校生まで加入することができる。2020年時点では中学生以上の団員の登録数は全国で約7万5千人。

【図表 17 県内市町村別のスポーツ少年団の登録状況】

No.	市町村	団数、指導者、役員・スタッフ					団員数	
		団数	指導者	(内、JSPO公認指導者)	役員・スタッフ	計	全体	
1	横浜市	28	82	(42)	59	141	498	
2	川崎市	36	96	(33)	37	133	670	
3	相模原市	40	134	(51)	39	173	626	
4	横須賀市	27	79	(23)	45	124	536	
5	平塚市	5	20	(9)	6	26	56	
6	鎌倉市	2	7	(2)	2	9	47	
7	藤沢市	55	180	(54)	66	246	1,391	
8	小田原市	13	60	(29)	35	95	241	
9	茅ヶ崎市	23	115	(15)	81	196	730	
10	逗子市	7	31	(7)	13	44	136	
11	三浦市	1	2	0	3	5	5	
12	秦野市	9	43	(10)	31	74	177	
13	厚木市	13	48	(21)	30	78	232	
14	大和市	13	66	(9)	31	97	199	
15	伊勢原市	15	69	(13)	25	94	400	
16	海老名市	6	19	(7)	7	26	136	
17	座間市	12	90	(19)	36	126	287	
18	綾瀬市	4	17	(6)	2	19	75	
19	寒川町	9	34	(23)	8	42	155	
20	大磯町	3	6	0	4	10	70	
21	湯河原町	4	9	(3)	6	15	79	
22	愛川町	6	13	(6)	0	13	58	
-	未設置(葉山町)	1	4	(3)	0	4	22	
合計		332	1,224	(385)	566	1,790	6,826	
令和3年度		342	1,261	(222)	643	1,904	6,940	
増減		-10	-37	163	-77	-114	-114	

(出典：公益財団法人神奈川県スポーツ協会「令和4年度 日本スポーツ少年団登録（市町村別：団数、団員数、指導者数、役員・スタッフ数）」/令和5年2月1日時点)

(3) 県内のスポーツ指導者数の状況

■ 県内の日本スポーツ協会公認スポーツ指導者³登録者数は11,647人、うちスポーツ指導者基礎資格登録者は497人、競技別指導者資格登録者は9,365人である。(図表18)

【図表 18 県内の公認スポーツ指導者資格保持者】

総数	スポーツ指導者基礎資格 コーチングアシスタント	競技別指導者資格											その他資格		
		合計	小計	スタートコーチ			小計	コーチ				小計		教師	
				スポーツ少年団	教員免許所持者	競技別		コーチ1	コーチ2	コーチ3	コーチ4			教師	上級教師
11,647	497	9,365	170	125	14	31	8,896	6,198	637	1,547	514	299	232	67	1,785

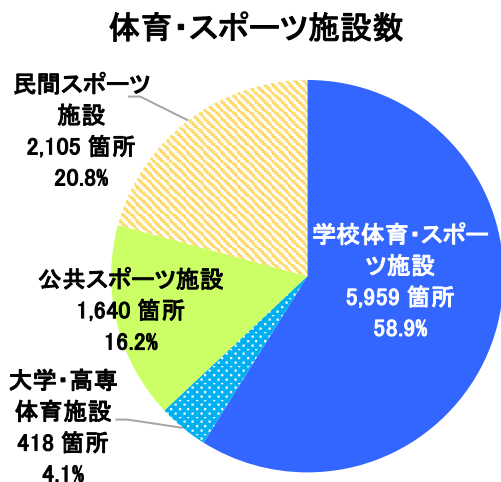
(出典：公益財団法人日本スポーツ協会「公認スポーツ指導者認定者数都道府県別一覧」/令和4年10月1日時点)

³ 公認スポーツ指導者：スポーツの価値やスポーツの未来への責任を自覚し、プレーヤーズセンタードの考え方のもとに暴力やハラスメントなどあらゆる反倫理的行為を排除し、常に自らも学び続けながらプレーヤーの成長を支援することを通して、豊かなスポーツ文化の創造やスポーツの社会的価値を高めることに貢献できる者

(4) 県内の体育・スポーツ施設の状況

- 県内の体育・スポーツ施設の約6割は、学校の体育・スポーツ施設が占めている。県内中学校の部活動数と比べても、学校以外の施設数は十分とは言えない状況である。(図表 19)

【図表 19 県内の体育・スポーツ施設の設置状況】



総数	学校体育・スポーツ施設					大学・高専体育施設	公共スポーツ施設			民間スポーツ施設
	計	小学校	中学校	高等学校等	専修・各種学校		計	公立社会教育施設に付帯するスポーツ施設	社会体育施設	
10,122	5,959	2,535	1,697	1,667	60	418	1,640	55	1,585	2,105

(出典：政府統計ポータルサイト e-Stat 「令和3年度体育・スポーツ施設現況調査」内のデータを集計)

(5) 県内の公民館・文化施設の状況

- 各地域における文化芸術等活動が実施可能な公民館などは、県内中学校の部活動数に対して少ない。(図表 20、21)

【図表 20 公民館及び類似施設の設置状況】

	計
公民館	156
類似施設	139

※「公民館」は社会教育法第21条に該当する施設

(出典：神奈川県公民館連絡協議会「市町村立公民館及び類似施設の設置状況の調査結果/令和4年度」)

【図表 21 県内の劇場、音楽堂等数】

	計	県施設	市町村施設	民間施設
劇場、音楽堂数*	71	4	62	5
下段は指定管理施設内数	57	4	53	—

※ 地方公共団体、独立行政法人及び公益法人・営利法人等が設置する劇場、市民会館、文化センター等で音楽、演劇、舞踊等主として舞台芸術のための固定席数 300 席以上のホールを持つ施設

(出典：文部科学省令和 3 年度社会教育調査/令和 3 年 10 月 1 日現在)

(6) 地域学校協働活動⁴の状況

- 各市町村においては、学校運営等にかかる支援などの地域学校協働活動が行われているが、地域学校協働活動の一環として、スポーツ・文化芸術等活動の支援を実施しているのは一部の中学校にとどまっている。

課題

- 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団については、クラブが設置されていない自治体があるなど、市町村の団体数には偏りがある。また、団体ごとに規模が異なり、総合型地域スポーツクラブでは、活動種目数が5種目未満のクラブが半数以上となっている。
- 県内の公認スポーツ指導者資格登録者について、地域クラブや学校部活動の指導に携わることができる人材を確保することが課題である。
- スポーツ・文化施設ともに、県内中学校の部活動数と比べて、学校以外の施設は十分ではないため、地域クラブ活動の拠点においても、多くのクラブが学校施設を利用することが想定される。

⁴ 地域学校協働活動：地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動

Ⅲ 本県における地域移行について

1 基本的な考え方

公立中学校における休日の部活動の地域への移行を進めるに当たり、次の4点を基本的な考えとして取組を推進する。

(1) 持続可能な活動環境の整備

これまでに培ってきた学校部活動の意義を継承しながらも、競技・大会志向だけでなく子どもたちの志向や体力の状況に適した活動を確保する。また、子どもたちが生涯にわたりスポーツや文化芸術等の活動に親しむことができるよう、発達段階やニーズの多様性を踏まえた、持続可能な活動の環境を整備していくことで、休日の部活動指導に係る教員の負担軽減を目指す。

(2) 部活動指導員と外部指導者の活用

教育委員会やスポーツ・文化関係団体、保護者、民間企業、大学等の連携・協力のもと、まずは公立中学校の休日の部活動について、部活動指導員や外部指導者の活用等による地域連携や地域クラブ活動（以下「地域クラブ活動等」という。）への移行を進める。

(3) 地域の実情に応じた取組

地域ごとに部活動指導を担う人材や施設等の地域資源、生徒規模等の実情や課題は様々であることから、各地域の実情に応じ、多様な手法の中からそれぞれの地域に適した方法を選択し、できることから取組を進める。

(4) 先行事例の波及

県は、積極的に取り組む市町村の先行事例を他の市町村にも波及させることで、県全体の地域移行を推進する。

2 地域移行を進める体制づくり

目標

すべての公立中学校の生徒が、持続的にスポーツや文化芸術等の活動を行うことができるよう、地域の新たな環境の整備を目指します。

(1) 協議会等の検討体制の整備

県の役割

- 知事部局や教育委員会、地域のスポーツ・文化芸術団体等、学校関係者、保護者などからなる協議会等を設置し、連携体制を構築するとともに、各関係者がそれぞれの役割において、新たなスポーツ・文化芸術等の活動環境を整備し、取組を推進する。
- 県内市町村における地域移行の取組の進捗状況や課題等を把握し、必要な助言や改善に向けた支援等を行う。
- 地域クラブ活動等が円滑に進むよう、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行の方針を策定、提示し、県内各地域の実情を踏まえつつ見直し・検討を図る。
- 市町村の首長部局や教育委員会、地域のスポーツ・文化芸術団体等が、県内外の先行事例や県内各地域の状況を共有することのできる情報連絡会を開催する。
- 協議会等における検討状況等については、随時ホームページ等で公開し、県内市町村の状況や新たな取組について、積極的に取り組む市町村の事例を県内関係者に広く周知を図ることで、成果を波及させる。

市町村・学校の役割

- | | |
|-------------|--|
| 市
町
村 | <ul style="list-style-type: none">■ 首長部局や教育委員会、地域のスポーツ・文化芸術団体等、学校関係者、保護者などからなる協議会等を設置し、連携体制を構築するとともに、各関係者がそれぞれの役割において、新たなスポーツ・文化芸術等の環境を整備し、取組を推進する。■ 域内の学校における地域移行の取組の進捗状況や課題等を把握し、必要な助言や改善に向けた支援等を行う。■ 協議会等においては、子どもたちの活動機会を確保する観点から、アンケートやヒアリング等を実施し、保護者や子どもたちのニーズや課題の把握に努める。■ 協議会等における検討状況等については、随時ホームページ等で公開し、周知を図る。■ 休日の学校部活動の段階的な地域移行が進むよう、方針等を策定する場合は、地域の実情を踏まえつつ、国のガイドラインや県の方針を参考にすることが望ましい。 |
|-------------|--|

	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域や学校、地域クラブ、関係団体等に対し、部活動の地域移行に係る理解を深めるための説明会等を実施するなど、広く情報を周知するよう努める。
学校	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生徒や保護者に対して、部活動の地域移行に係る情報提供を図り、自校の部活動の在り方について理解が深まるよう努める。

地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割

- 中央競技団体等の支援や助言を受けつつ、各競技種目の指導者の養成・派遣や活動プログラムの提供などにより、地域スポーツ・文化芸術等の環境の整備に参画する。
- 県・市町村が開催する協議会等に参加し、積極的に情報収集に努め、緊密な連携体制を構築する。

(2) 指導者の確保

県の役割

- 県スポーツ協会や各競技団体、各文化芸術団体等の協力のもと、各地域において専門性や資質を有する指導者を発掘・把握する。また、地域クラブ活動運営団体・実施主体が円滑に指導者の確保を行うことができるように、市町村の枠を越えた広域的な人材バンク等を整備する。
- 地域クラブ活動での指導を希望する教職員が、兼職兼業の許可を得れば指導することができることから、各市町村教育委員会に規定や運用の改善について情報を提供する。
- 地域クラブ指導者等を対象に日本スポーツ協会・日本パラスポーツ協会公認指導者制度等の周知を行うとともに、スポーツ・文化芸術等の地域クラブ指導者等を対象とした体罰やハラスメントのない適切な指導等の研修を実施し、大学及び団体等と連携しながら、指導者の資質向上の取組を進める。

市町村・学校の役割

- | | |
|-----|--|
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域クラブ活動での指導を希望する教員等を把握するとともに、指導を希望する教職員等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規定や運用の改善について検討を行い、ガイドラインや要綱等を整理し、学校への周知を図る。 ■ 地域クラブ指導者等を対象とした体罰やハラスメントのない適切な指導等の研修を実施するとともに、研修会への参加や資格の取得を促す等、指導者の資質向上の取組を進める。 ■ 地域クラブ活動等での様々なトラブルに対する相談体制を構築する。 ■ 地域人材の中から、地域クラブ活動等の指導員となり得る人材を発掘する。 ■ 参加者が居住する地域の特性等について、指導者が理解を深めるための取組を実施する。 |
|-----|--|

学 校	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域クラブ活動での指導を希望する教員等を把握する。 ■ 兼職兼業の許可を得た教員等の負担が増加しないよう、適切な服務監督を行う。 ■ 地域や保護者に対して、地域クラブ活動の指導者となり得る人材の確保にあたり、情報提供を行う。
--------	--

地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割

- スポーツ・文化芸術団体等の指導者のほか、部活動指導員となっている人材、退職教員、兼職兼業の許可を得た教員等、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者を確保する。
- 自ら指導者を養成するほか、関係団体からの紹介、市町村の情報提供や、県が整備する人材バンク等の活用等により、生徒のニーズに応えられる人材を確保する。
- 地域クラブの指導者は、県や市町村が実施する研修のほか、各種研修に参加することで、体罰やハラスメントのない適切な指導等ができるよう指導者としての資質向上に努める。

3 段階的な地域移行に向けた取組

目 標

生徒や保護者、地域等のニーズを把握し、それぞれの地域の実情に応じた方法により、中学生のスポーツ・文化芸術等の活動の保障と教員の働き方改革に資する取組を継続的に進めます。

(1) 適正な運営体制の整備

県の役割

- 地域クラブ活動等に取り組む時間、休養日について、競技・大会志向の強い者も含め、生徒の志向や体力等の状況に応じた適切な活動時間とすることが重要であることから、「神奈川県为学校部活動に関する方針」に準じた活動ができるよう、関係団体への情報提供を行う。
- 各地域の実情にあった地域クラブ活動等が持続可能なものとなるよう、国に財政的な支援を強く要望する。

市町村・学校の役割

- 関係者の協力を得て、地域クラブ活動等の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。
 - 地域クラブ活動等が適正に行われるよう、地域クラブ活動等の運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導・助言を行う。
 - 学校と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との調整を行い、地域移行を円滑に進めるために、関係者間の調整等において中心的な役割を果たすコーディネーターなどを活用することが望ましい。
- 市
町
村
- 地域クラブ活動等に取り組む時間について、競技・大会志向の強い者も含め、生徒の志向や体力等の状況に応じた適切な活動時間とすることが重要であることから、各市町村が策定する方針に準じた活動ができるよう、関係団体への情報提供を行う。
 - 所管する公共のスポーツ・文化施設のほか、県内の施設の状況から学校施設についても、地域クラブ等が利用する場合の手続を簡便にするなど、利便性の向上に努める。
 - 学校施設の休日の利用については、地域クラブに対して利用方法を遵守させた上で、用具保管場所の提供や鍵の受け渡し等の業務を教職員が担う必要がないよう、調整を図る。
 - 地域クラブが利用しやすい工夫をする等、地域に開かれた環境づくりに努める。

学 校	<ul style="list-style-type: none"> ■ 校内の部活動の運営状況や顧問教員の状況等を把握し、地域クラブ活動との連携において、課題が見られる場合には、地域の協力を得ながら、生徒の活動環境を確保していく。 ■ 学校施設を利用する地域クラブと連携を図り、学校が策定した利用ルールを理解を得る。 ■ 平日と休日の活動が円滑につながるように、顧問教員と外部指導者等の間で、部活動の内容のほか、必要に応じて学校生活の状況等について、個人情報に留意した上で、情報共有を図る。
--------	---

地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割

- 国のガイドライン、県や市町村及び学校の方針、各競技団体や文化芸術団体等が策定する指針等を遵守し、生徒それぞれの志向に合った活動や、障がいのある、なしに関わらず、すべての子どもが共に学び、共に育つことを通して、お互いを理解し、尊重し合える活動を行うなど、適切な運営が行えるよう、規約の策定、人員体制の整備等を行う。
- 活動の運営方針、年間・毎月の活動計画、活動中のトラブルや事故の対応を含む管理責任等を明確にし、関係者に対する公表を適切に行う。
- 保護者が安心して地域クラブに子どもを任せられるよう、活動に係る費用や健康・安全面、緊急連絡先の確認等、保護者との適切な連携体制を整備する。
- 地域クラブ活動の運営・活動に伴う保護者への負担が、過度にならないよう配慮し、クラブ内の体制を整える。
- 実施する活動の内容を踏まえ、施設の規模、安全性、生徒の移動、生徒の経費負担等、総合的な観点から利用する施設を選定する。
- 施設の利用に当たり、施設の利用規程や施設管理者の指導を遵守する。
- 活動に使用する用具等の帰属を把握し、用具等が適切に管理、使用されるよう努める。
- 平日と休日の活動が円滑につながるように、外部指導者等と顧問教員の間で、部活動の内容のほか、必要に応じて学校生活の状況等について、個人情報に留意した上で、情報共有を図る。

(2) 地域クラブ活動等に係る費用、保険

県の役割	
	<ul style="list-style-type: none">■ 地域クラブ活動等に係る県立施設の使用料を国の支援を活用し、低廉な額とするなど、利用しやすい環境整備に努める。■ 生徒が安心して地域クラブ活動に参加できるよう、自分の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を推奨する。

市町村・学校の役割	
市町村	<ul style="list-style-type: none">■ 地域クラブ活動等に係る施設の整備や使用料について、国の支援を活用し、利用しやすい環境整備に努める。■ 地域クラブ活動等に生徒が参加する際の移動については、安全かつ費用負担の少ない利便性を考慮した交通手段を検討する。■ 経済的に困窮する家庭に対して、国の支援を活用し、地域クラブ活動への参加費用等の支援等の取組を進める。■ 参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。
学校	<ul style="list-style-type: none">■ 地域クラブ活動に関する問い合わせが、生徒や保護者等からあった場合は、地域クラブと連携し情報提供に努める。

地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割	
	<ul style="list-style-type: none">■ 生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、保護者にとって過度な負担とならないよう適切な会費を設定する。■ 参加者の費用の負担を軽減するために、寄付を受ける仕組みづくりを検討する等、参加者の活動機会を確保できるよう対策を検討する。■ スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉、県や市町村の方針、各競技団体や文化芸術団体等が策定する指針等を踏まえ、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。■ 活動の分野・競技特性等を踏まえ、適切な補償内容・保険料の保険を選定し、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入することを義務付ける。

※ 公益財団法人スポーツ安全協会は、スポーツ庁からの要請を受け、スポーツ安全保険（文化活動を含む）について、災害共済給付制度と同程度の補償内容で、かつ賠償責任が補償に含まれるように改善を行っている。そのため国が推奨している保険制度を活用することが望ましい。

4 大会等の参加の在り方の見直しと参加機会の確保

目標

中学校の部活動で活動する生徒だけでなく、地域クラブ活動の参加者を含め、スポーツ・文化芸術等の活動に関わるすべての子どもたちが、活動の成果を発表する場である大会やコンクール等に安全に安心して参加できる機会を確保します。

県の役割

- 県中体連等の大会参加について、希望する地域クラブ等が大会に参加できるよう、参加資格の緩和など主催者と協議する。
- 文化芸術等の活動のコンクール等への参加について、各種部門の特性等を踏まえ、生徒が参加できるよう主催者と協議する。
- 大会等に参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の開催時期や試合数などについて、生徒の体調管理を優先して実施するよう主催者と協議する。

市町村・学校の役割

市町村	<ul style="list-style-type: none">■ 大会等の運営に従事する教員等のサービス上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切なサービス監督を行う。■ 外部指導者による大会等の引率について、希望する生徒が大会に参加できるよう各校に柔軟な対応を促す。■ 中学生が参加する大会等の全体像を把握し、休日に開催される様々な大会等への参加及び運営に従事することが、生徒や指導者の過度な負担にならないよう、大会等の統廃合を主催者に要請するとともに、生徒が参加する大会数の上限の目安等を定める。
学校	<ul style="list-style-type: none">■ 地域クラブの一員として大会に参加する生徒に関する情報を把握する。■ 生徒が参加する大会数について、市町村と連携を図り、実情の報告や情報共有を行う。

地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割

- 参加しようとする大会等の規程を十分に了知するとともに、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精選する。
- 大会等の引率は、地域クラブ活動等の運営団体・実施主体の指導者等（地域クラブ活動に従事する部活動指導員、兼職兼業の教員等を含む）が行う。
- 大会等への参加に当たり、生徒の体調管理、安全確保に努めるものとし、保護者への連絡体制を整備するとともに必要に応じて事故対応マニュアル等の策定を行う。

【参考 神奈川県中学校体育連盟の取組】

県中学校体育連盟では、県中学校総合体育大会等への参加資格について、次のような見直しを行っている。

- 地域クラブ活動等の大会参加を認める。
- 拠点校部活動の大会参加を認める。
- 地域指導者の大会への生徒引率及び監督を認める。

IV 地域移行に向けて

1 地域移行に向けた様々な選択肢

■ 本方針は、現時点で考えられる方向性の大枠を示したものであり、様々な事情を抱える学校現場や地域において部活動改革を推進していくためには、複雑に絡み合う諸課題を解決していく「複数の道筋」や「多様な方法」があることを前提としている。

■ このため、各市町村においては、学校ごと、部活動ごとの実情に応じて最適な方法を検討し、取り組んでいくことが大切である。

(1) 学校部活動及び地域クラブ活動の環境整備に向けた検討フロー

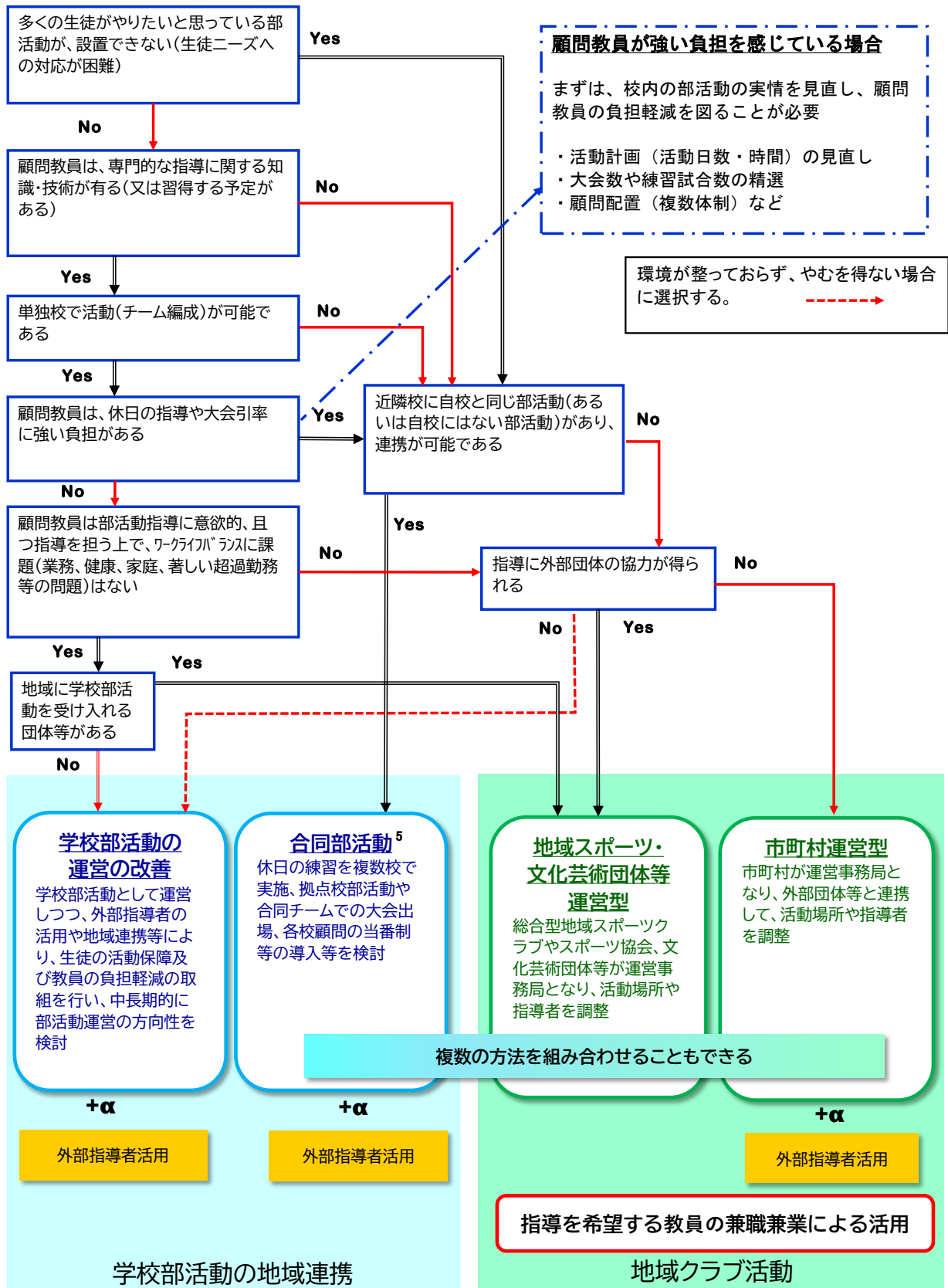
■ 各市町村においては、学校や部活動ごとの実情に照らして、地域クラブ活動あるいは地域連携の方向性を検討する上で、検討フロー（23 ページ）を参考にすること。

■ なお、各選択肢について、明確に「Yes」「No」を判断することが難しい場合は、あくまで目安とすること。

■ フロー図で検討した結果が、必ずしも方向を決定づけるものではないことに留意すること。

【図 検討フロー】

※フロー図で検討した結果が、必ずしも方向を決定づけるものではないことに留意すること。



⁵ **合同部活動**：単独校でチーム編成ができない場合等に、複数校で日頃の活動や大会参加を行う形。拠点校部活動は、合同部活動を行う複数校のうち1校を拠点校とする活動の形。

(2) 地域クラブ活動への移行における運営形態の類型（国のガイドライン）

下表は、国のガイドラインにも示されている「地域クラブ活動への移行における運営形態の類型例」である。ただし、必ずしもこの型に当てはめなければならないものではなく、それ以外の型や方法を模索していくことも考えられる。地域の実情を踏まえて、最適な進め方を検討し、柔軟に取り組んでいくことが重要である。また、文化芸術団体等についても、参考となるものである。

類型例		運営形態
区分	運営型	
市町村運営型	地域団体・人材活用型	市区町村教委が地域の団体（地域スポーツ団体や地元企業、大学等）や地域の指導者と連携し、運営する形で実施
	任意団体設立型	市区町村が任意団体（一般社団法人や協議会等）を創設し、任意団体が運営する形として実施
	競技団体・文化芸術団体等連携型	市区町村が競技団体・文化芸術団体等と連携して運営する形として実施
地域スポーツ団体・文化芸術団体等運営型	総合型地域スポーツクラブ運営型	総合型地域スポーツクラブが運営する形として実施
	体育・スポーツ協会・文化芸術団体等運営型	体育・スポーツ協会、文化芸術団体等が運営する形として実施
	民間スポーツ事業者運営型	民間スポーツ事業者が運営する形として実施
その他	その他の類型	学校と関係する団体や地域学校協働本部等が運営する形として実施

※ 各類型に示した体制イメージは、スポーツ庁「運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集～令和3年度地域部活動推進事業より～」（令和4年11月）に基づき、一部改変

市町村運営型

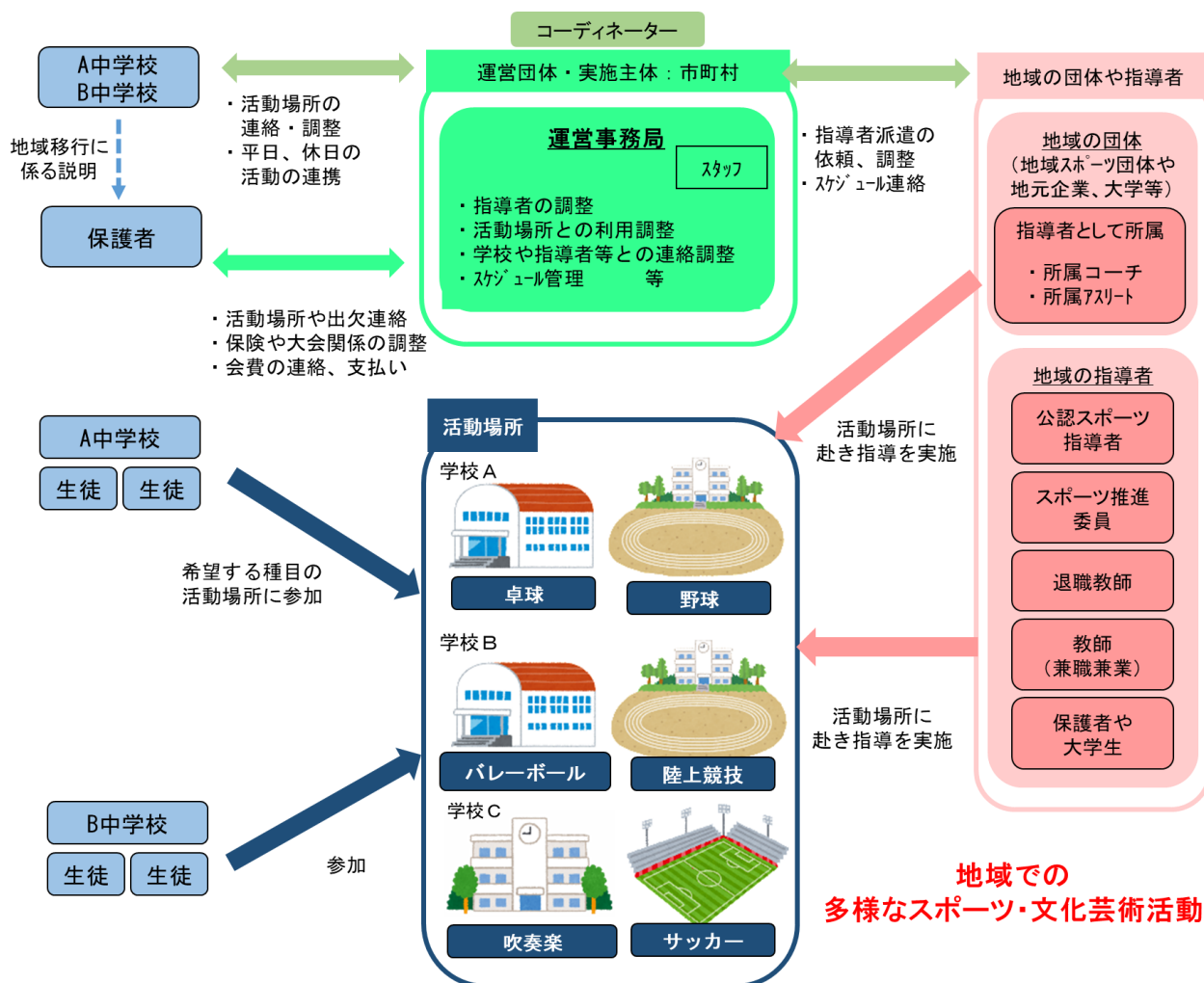
地域団体・人材活用型

市町村が運営事務局となり、地域団体・人材と連携

・市町村が運営事務局となり、コーディネーターが地域の団体(地域スポーツ団体や地元企業、大学等)や地域のスポーツ指導者に協力を依頼するほか、学校や地域の団体等との連絡調整や活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。

・運営事務局は、地域の団体等と連携し、例えば、地域の団体に所属するコーチやアスリートに指導の依頼を行ったり、公認スポーツ指導者、退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等の地域のスポーツ・文化芸術指導者に依頼を行うなど、指導者等を活動場所に派遣する。

体制イメージ



(参考: スポーツ庁「運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集～令和3年度地域部活動推進事業より～」
(令和4年11月))

市町村運営型

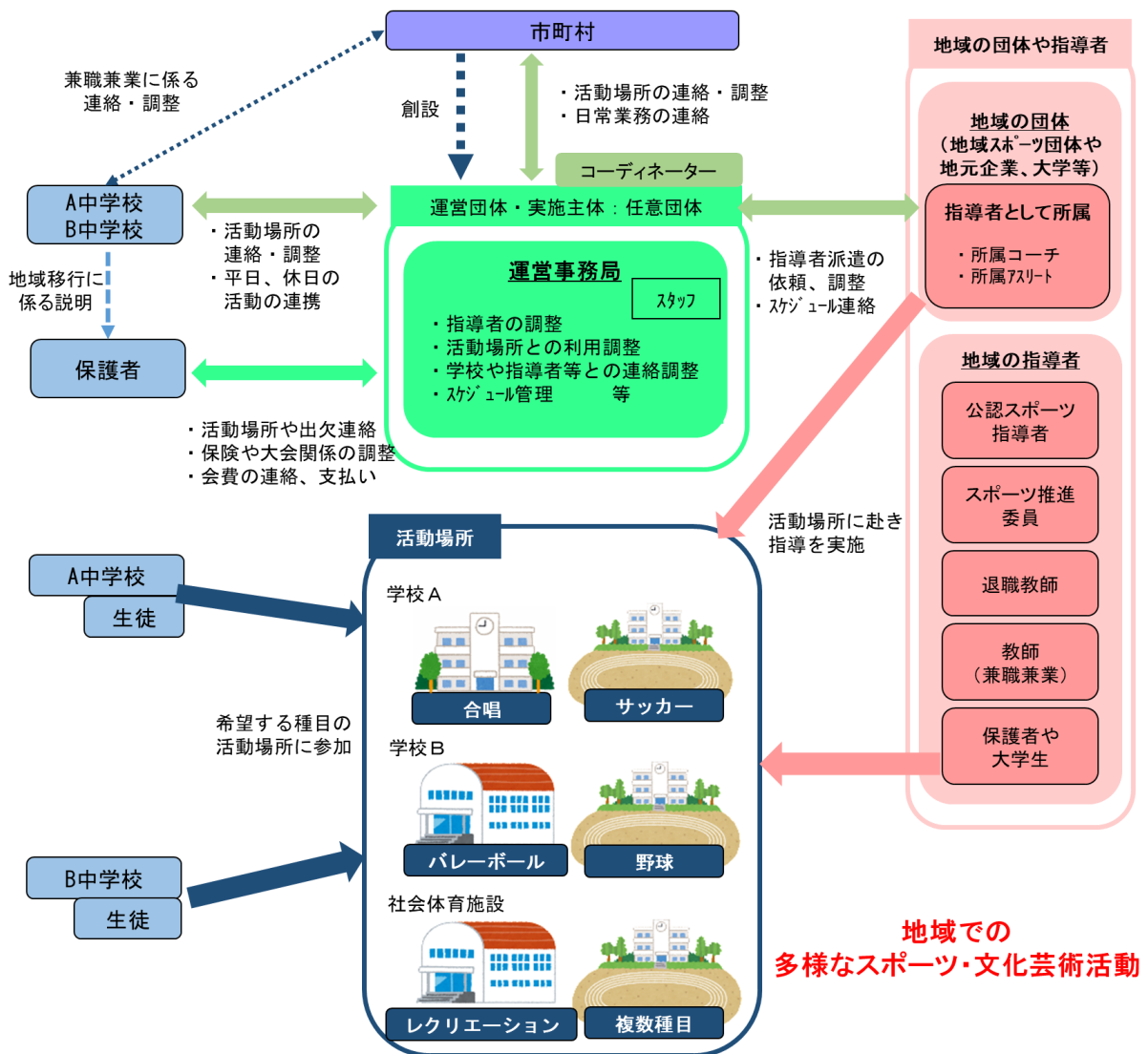
任意団体設立型

市町村が任意団体を創設し、当該事務局が地域や中学校等と連携

・一般社団法人や協議会からなる任意団体を教育委員会が創設し、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。

・運営事務局は地域の指導者である。例えば、公認スポーツ指導者や退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等の地域のスポーツ・文化芸術指導者に依頼を行い、指導者として派遣する。

体制イメージ



(参考:スポーツ庁「運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集～令和3年度地域部活動推進事業より～」)

(令和4年11月)

市町村運営型

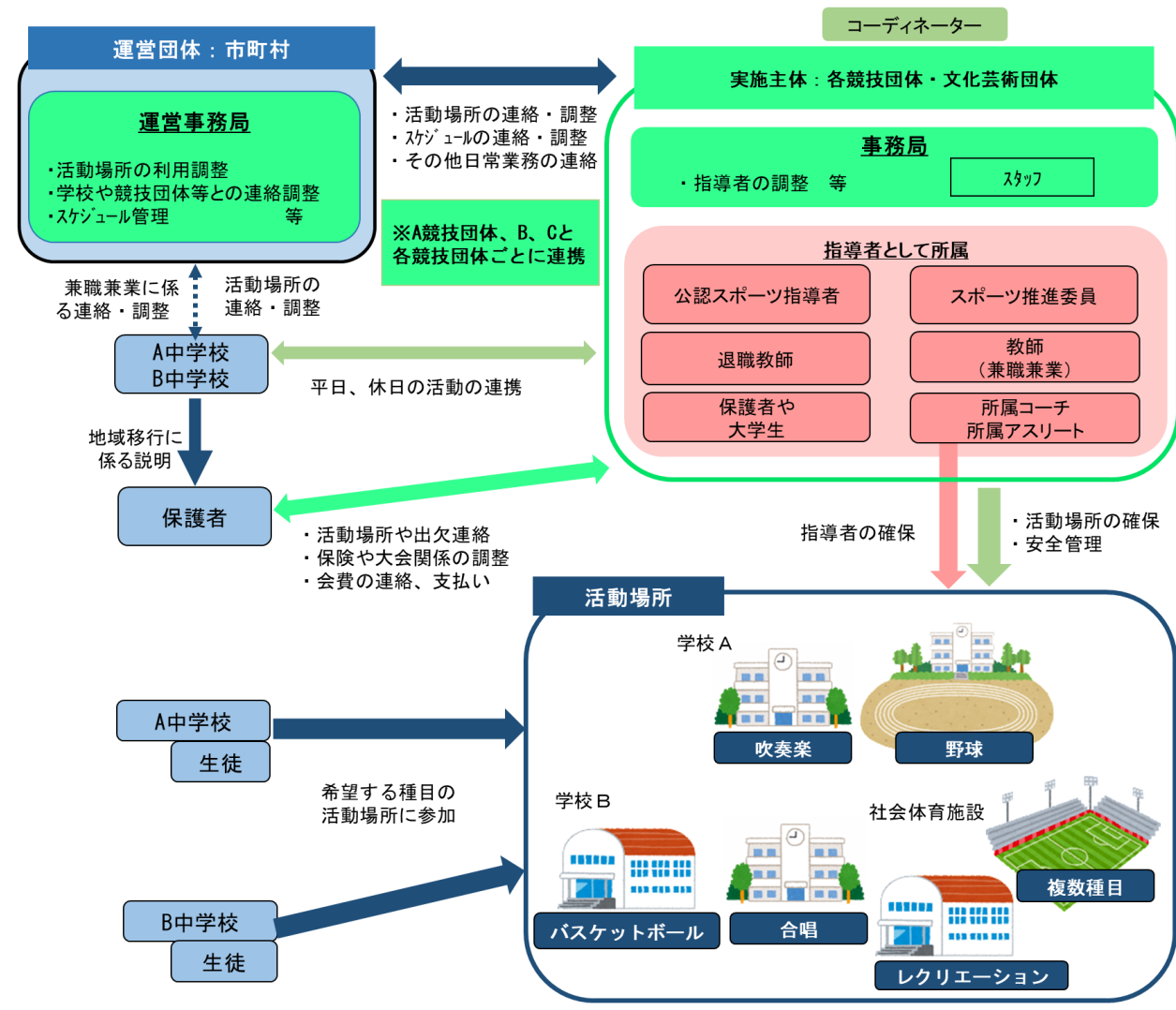
競技団体・文化芸術団体等連携型

市町村が運営事務局となり、競技団体・文化芸術団体と連携

・市町村が運営事務局となり、コーディネーターと連携し、地域の競技団体・文化芸術団体に協力を依頼する。運営事務局が学校や競技団体・文化芸術団体等との連絡調整や活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。

・公認スポーツ指導者や退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等の地域のスポーツ・文化芸術指導者が、競技団体・文化芸術団体に所属して指導を行う。

体制イメージ



地域での多様なスポーツ・文化芸術活動

(参考: スポーツ庁「運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集～令和3年度地域部活動推進事業より～」
(令和4年11月))

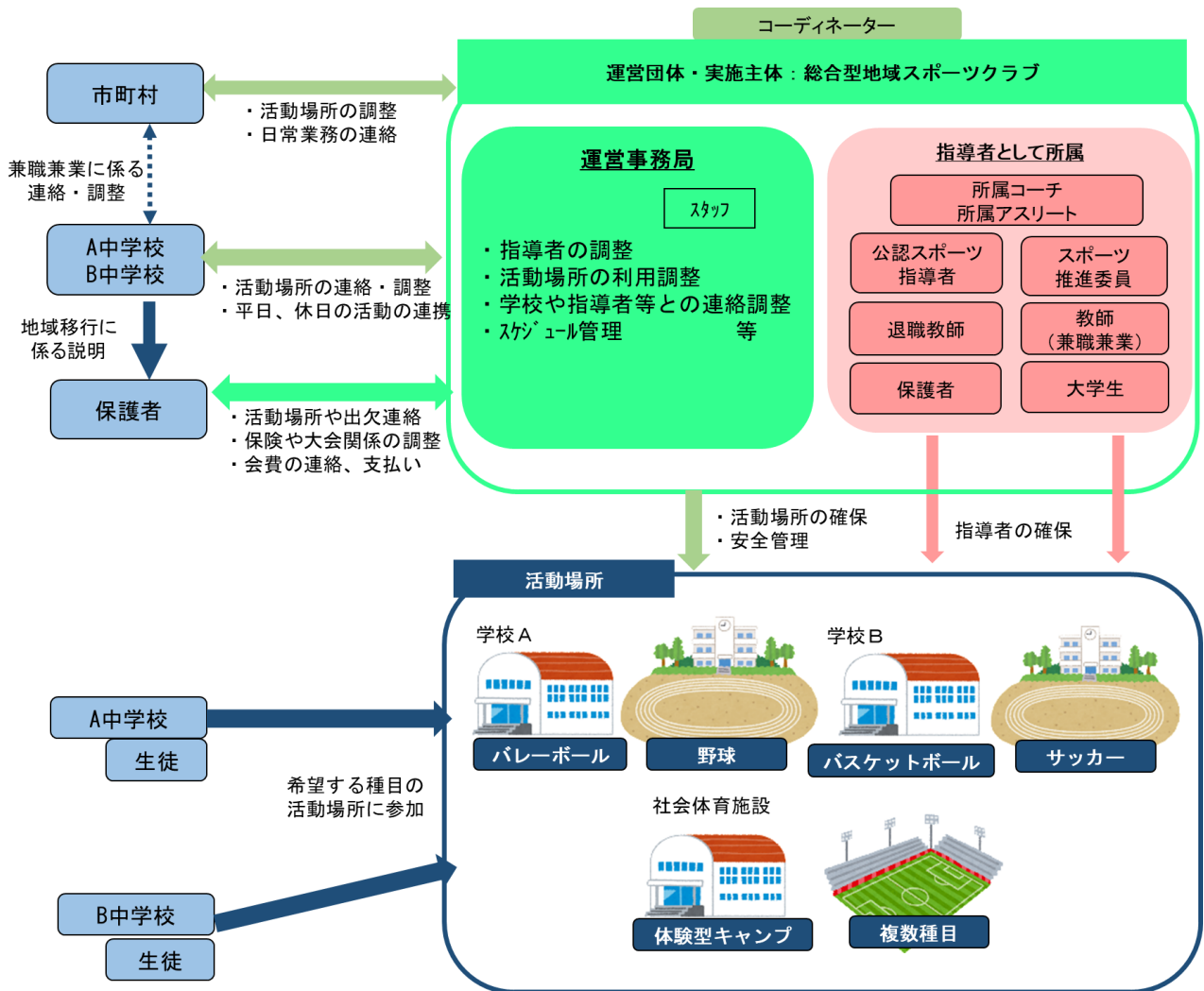
地域スポーツ団体・文化芸術団体等運営型

総合型地域スポーツクラブ運営型

総合型地域スポーツクラブが運営事務局として、地域や中学校等と連携

- ・市内一部地域において、総合型地域スポーツクラブが運営事務局となり、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。
- ・公認スポーツ指導者や退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等の地域のスポーツ・文化芸術指導者が、総合型地域スポーツクラブに所属して指導を行う。

体制イメージ



地域での多様なスポーツ・文化芸術活動

(参考: スポーツ庁「運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集～令和3年度地域部活動推進事業より～」
(令和4年11月))

地域スポーツ団体・文化芸術団体等運営型

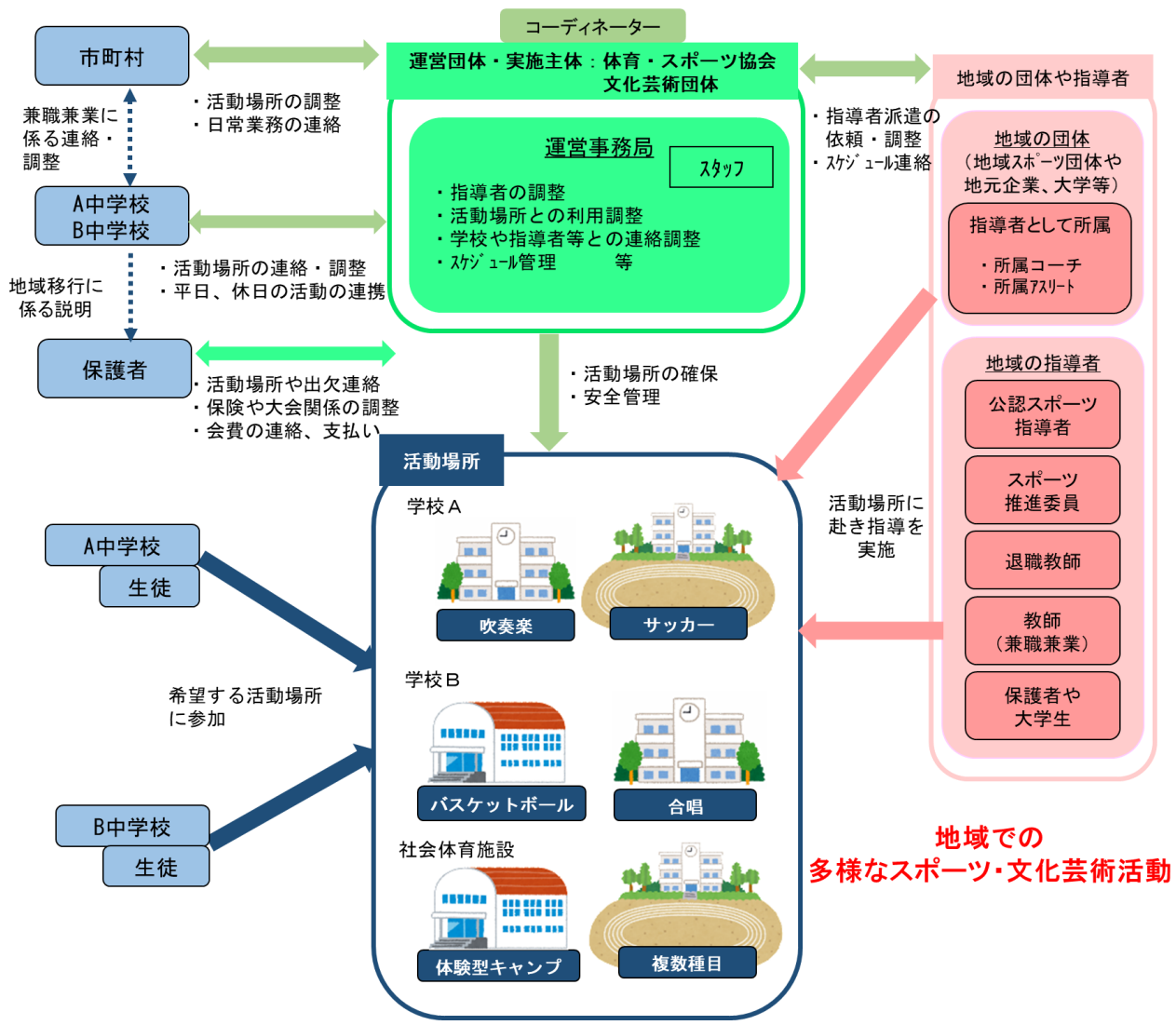
体育・スポーツ協会・文化芸術団体等運営型

体育・スポーツ協会、文化芸術団体等が運営事務局として、地域や中学校等と連携

・体育・スポーツ協会及び文化芸術団体等が運営事務局となり、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整、地域のスポーツ団体・文化芸術団体等との連絡調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。

・体育・スポーツ協会、文化芸術団体は、地域の指導者である。例えば、公認スポーツ指導者、退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等の地域のスポーツ・文化芸術指導者に依頼を行い、指導者として派遣する。

体制イメージ



(参考: スポーツ庁「運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集～令和3年度地域部活動推進事業より～」
(令和4年11月))

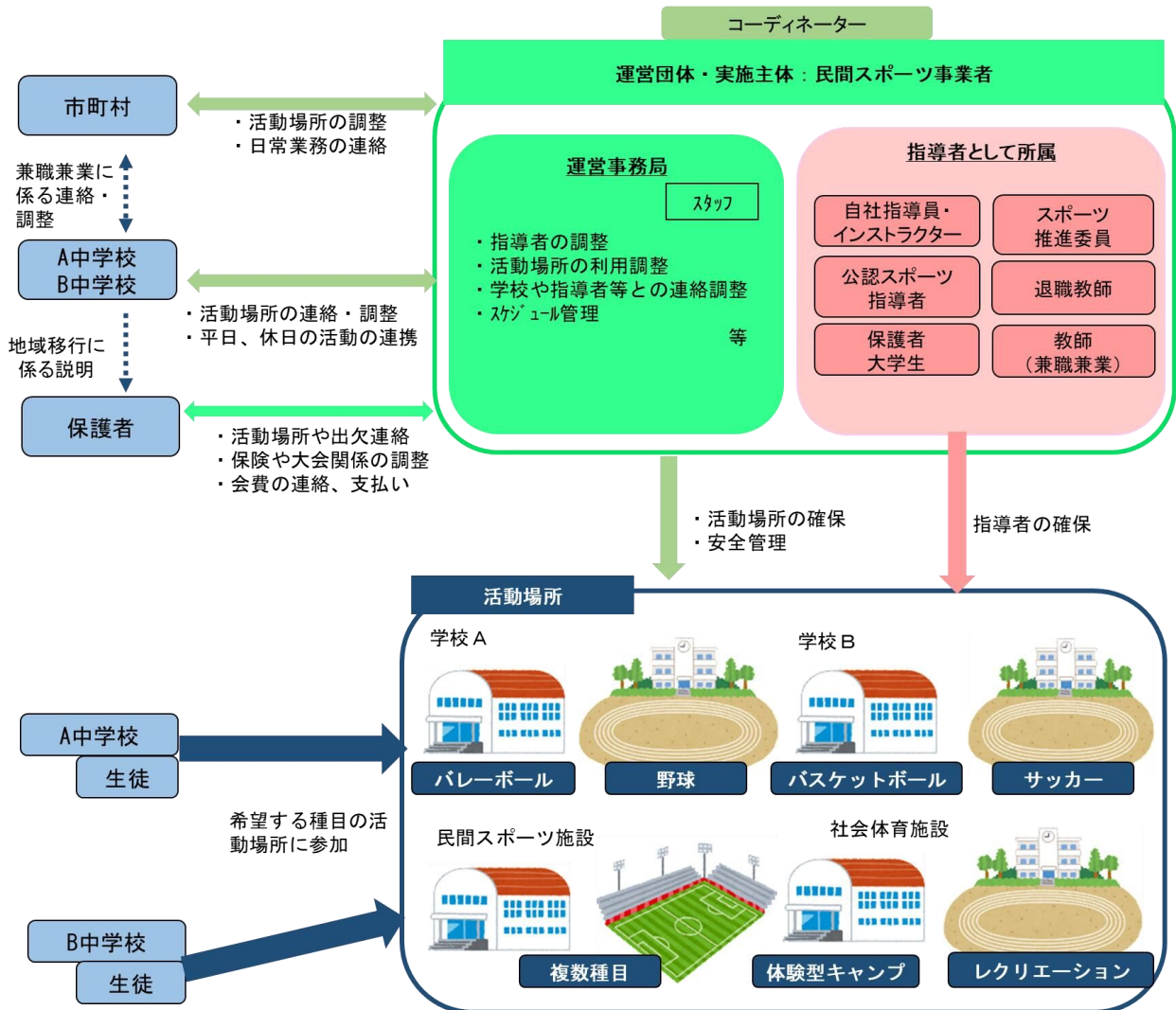
地域スポーツ団体・文化芸術団体等運営型

民間スポーツ事業者連携型

民間スポーツ事業者が運営事務局として、地域や中学校等と連携

- ・民間スポーツ事業者が運営事務局となり、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。
- ・公認スポーツ指導者やスポーツ推進委員、退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等の地域のスポーツ・文化芸術指導者が、民間スポーツ事業者に所属して指導を行う。

体制イメージ



地域での多様なスポーツ・文化芸術活動

(参考: スポーツ庁「運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集～令和3年度地域部活動推進事業より～」
(令和4年11月))

その他

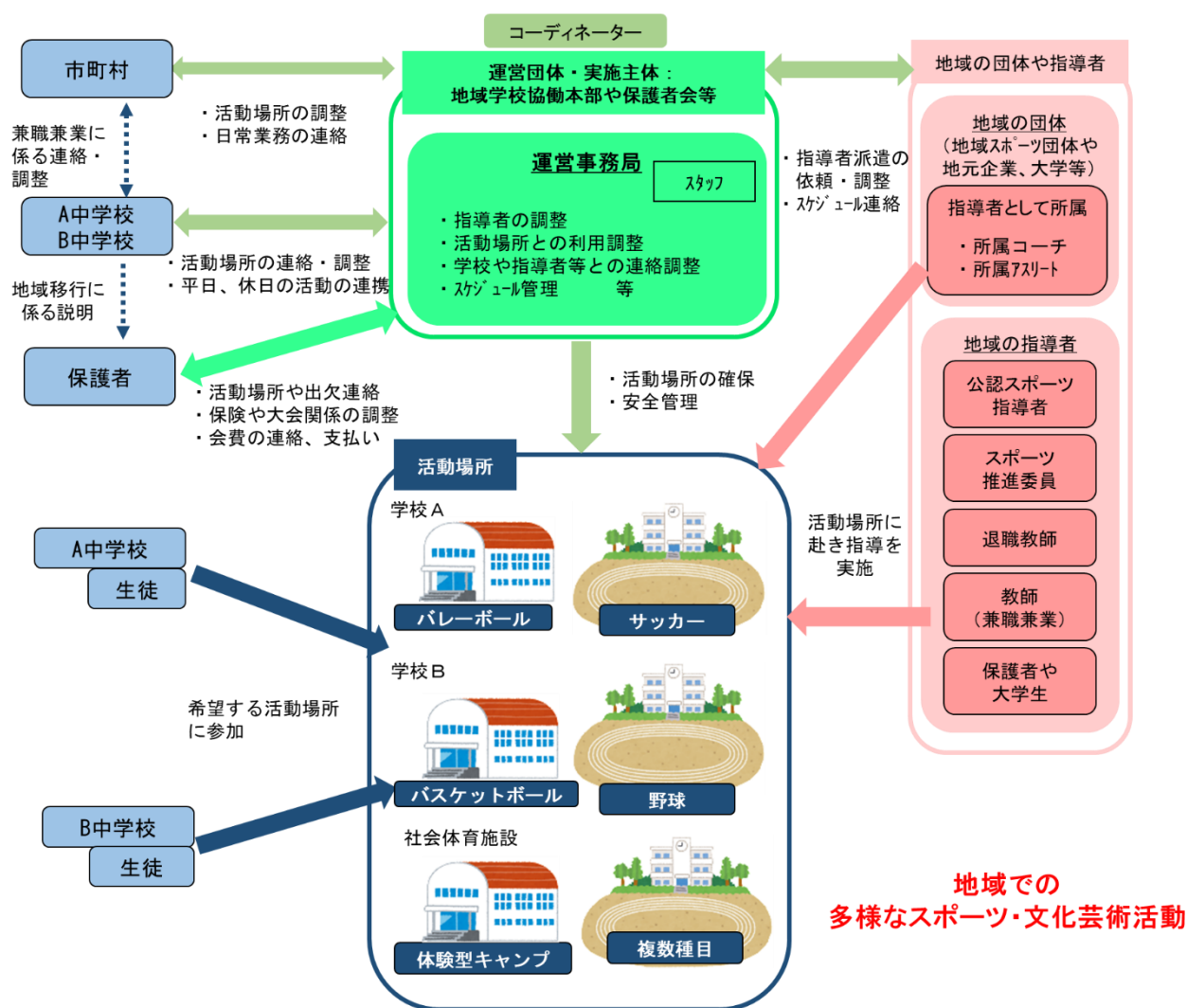
その他の類型

地域学校協働本部や保護者会等を事務局として連携

・地域学校協働本部や保護者会が運営事務局となり、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整、地域のスポーツ団体等との連絡調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。

・運営事務局は、地域の指導者である。例えば、退職教師や保護者を中心に、地域の公認スポーツ指導者や大学生等の地域のスポーツ・文化芸術指導者に依頼し、指導者として派遣する。

体制イメージ



(参考:スポーツ庁「運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集～令和3年度地域部活動推進事業より～」
(令和4年11月))

2 おわりに

- 学校部活動を巡っては、これまで国や県の検討会議等で、議論が行われ、少子化をはじめとする、様々な課題が指摘されてきたところである。県内においては、少子化の影響が少ない地域もあるものの、生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術等の活動に親しむことができるのかという危機感が共有されている。
- すべての生徒が、将来にわたりスポーツ・文化芸術等の活動に親しむことができる機会を確保するよう取り組んでいく必要があるため、このたび、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の方向性と対応策を示したところである。
- 本方針は、国のガイドラインを踏まえつつ、各主体等の役割を明確にした神奈川県独自のものである。また、県内各自治体や学校現場、スポーツ・文化芸術等団体、地域の実情を鑑み、地域のスポーツ・文化芸術等の活動の環境整備の方法やタイミングについては、柔軟な対応を可とする。
- 各市町村、学校、スポーツ・文化芸術等団体においては、本方針を踏まえ、事例集を参考にしながら、地域の実情に合う方法を様々な手法の中から選択したり、複数の手法を組み合わせるなどして、生徒や保護者の理解を得つつ、段階的な取組を進めていくことが望まれる。
- なお、本方針の策定に当たり、検討会や県民意見募集で様々な御意見をいただいたが、そのなかで特に子どもの活動の保障や教員、保護者の負担軽減に関するものは、費用面の課題があるため、この取組が持続可能なものとなるよう、強く国に要望していくこととした。

資料1 神奈川県公立中学校における部活動の地域移行に係る方針検討会設置要綱

(設置目的)

第1条 令和5年度からの改革推進期間に県内の市町村及び市町村教育委員会が、地域の实情に沿って公立中学校における部活動の地域移行を段階的に進めていけるよう、県としての方針を定めるに当たり、行政やスポーツ・文化芸術活動等に関わる関係者等の意見を聴取するため、神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(意見を求める事項)

第2条 検討会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 公立中学校における部活動の地域移行を進めるための施策に関する事項
- (2) その他、公立中学校における部活動の地域移行を進めるために必要な事項

(設置期間)

第3条 検討会の設置期間は、当該方針の策定までとする。

(構成員)

第4条 検討会の構成員は、別表のとおりとする。

(座長及び副座長の設置並びに権限)

第5条 検討会に座長、副座長を置く。

- 2 座長、副座長は、委員の互選とする。
- 3 座長は、会議の議長となり、会務を総括する。
- 4 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。
- 5 座長は、必要に応じて検討会に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 検討会に関する庶務は、神奈川県教育委員会教育局指導部保健体育課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他協議会に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この要綱は当該方針の策定をもって廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年4月10日から施行する。

別表（第4条関係）

		構成団体
1	中学校部活動関係	神奈川県中学校文化連盟の代表者
2		神奈川県中学校体育連盟の代表者
3	学校	神奈川県公立中学校長会の代表者
4	学校関係団体	神奈川県PTA協議会の代表者
5		神奈川県教職員組合の代表者
6	市町村行政	神奈川県市町村教育委員会連合会の代表者
7		神奈川県都市教育長協議会の代表者
8		神奈川県町村教育長会の代表者
9		神奈川県都市スポーツ推進連絡協議会の代表者
10		神奈川県町村体育振興連絡協議会の代表者
11	スポーツ団体・文化芸術団体等	公益財団法人神奈川県スポーツ協会の代表者
12		市スポーツ協会の代表者
13		町村スポーツ協会の代表者
14		神奈川県スポーツ推進委員連合会の代表者
15		総合型地域スポーツクラブの代表者
16		民間スポーツクラブの代表者
17		文化芸術団体等の代表者
18	学識経験者	学識経験者

資料2 検討会構成員

座長	佐藤 豊	桐蔭横浜大学教授
副座長	宮坂 賀則	神奈川県公立中学校長会会長（相模原市立大野南中学校校長）
	高良 理	神奈川県中学校文化連盟会長（横浜市立若葉台中学校校長）
	後藤 建人	神奈川県中学校体育連盟会長（川崎市立京町中学校校長）
	岩地 靖彦	神奈川県PTA協議会副会長
	島崎 直人	神奈川県教職員組合執行委員長
	柿本 隆夫	神奈川県市町村教育長会連合会会長（大和市教育委員会教育長）
	飯山 敏明	神奈川県都市教育長協議会副会長（南足柄市教育委員会教育長）
	石田 浩二	神奈川県町村教育長会会長（山北町教育委員会教育長）
	白井 由美	神奈川県都市スポーツ推進連絡協議会会長 （相模原市市民局スポーツ推進課課長）
	齋藤 潤	神奈川県町村体育振興連絡協議会会長 （愛川町教育委員会スポーツ・文化振興課課長）
	田中 不二夫	公益財団法人神奈川県スポーツ協会専務理事
	瀧本 幸文	大和市スポーツ協会副会長
	露木 重雄	開成町スポーツ協会会長
	川口 勇喜夫	神奈川県スポーツ推進委員連合会会長
	菊地 正	一般社団法人神奈川県総合型スポーツクラブネットワーク理事長 （NPO法人高津総合型スポーツクラブSELF理事長）
	松村 剛	一般社団法人日本フィットネス産業協会事務局長
	三ヶ田 篤	神奈川県吹奏楽連盟事務局長

検討会事務局

神奈川県国際文化観光局文化課

神奈川県スポーツ局スポーツ課

神奈川県教育委員会教育局指導部保健体育課

神奈川県教育委員会教育局支援部子ども教育支援課

神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課

資料3 方針検討過程

年月日	経過
令和5年4月27日	第1回 神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針検討会において協議
令和5年5月25日	第2回 神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針検討会「神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針（仮称）（素案）」について協議
令和5年6月8日	第3回 神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針検討会「神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針（仮称）（素案）」について協議
令和5年6月29、30日	「神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針（仮称）（素案）」を文教常任委員会及び国際文化観光・スポーツ常任委員会に報告
令和5年7月から8月	「神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針（仮称）（素案）」について、県民意見募集及び市町村への意見照会等を実施
令和5年9月4日	第4回 神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針検討会「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針（案）」について協議
令和5年9月5日	「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針（案）」を教育委員会に報告
令和5年9月27、28日	「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針（案）」を文教常任委員会及び国際文化観光・スポーツ常任委員会に報告
令和5年10月	「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針」を策定

方針の策定に当たり、「素案」について県民意見募集（パブリック・コメント）を行ったところ、866 件もの県民の皆さんからの御意見・御提案をいただきました。これだけ多くの方に関心を寄せていただいたことに感謝申し上げますとともに、一つひとつ内容を拝見し、この部活動の地域移行が、いかに子どもたちの未来にとって重要なものなのかということに改めて強く認識しました。

具体的な内容として、子どもたちの活動の保障や教員の負担軽減を求める声、費用負担の問題、指導者の確保、地域クラブの関わり方、大会参加や運営の在り方など、多岐にわたるものでした。中には、地域移行の方法に関する具体的な御提案も見られました。

いただいた御意見・御提案について、できるだけ本方針への反映に努めましたが、本方針の「基本的な考え方」に示したように、本方針は、それぞれの地域に応じた方法でできるところから進めるとしており、反映することで、市町村の取組を狭めてしまう可能性を憂慮し、反映できないものもありました。

今回、反映することができなかった様々な御意見は、今後の取組の参考としてまいります。御協力ありがとうございました。

1 県民参加の周知方法

- ホームページ、インターネットでの意見募集
- 県政情報センター、各地域県政情報コーナー、県教育委員会保健体育課窓口での印刷物による縦覧
- 市町村及び関係団体への周知

2 県民参加などの状況

【実施期間】

令和5年7月14日
～令和5年8月14日

【意見の内訳】

(件)

【県民意見数】

866 件

【市町村意見数】

37 件

【総意見数】

903 件

	区分	県民	市町村
1	「Ⅰ はじめに」に関するもの	6	2
2	「Ⅱ 県内の公立中学校における部活動を取り巻く状況」に関するもの	6	11
3	「Ⅲ-1 基本的な考え方」に関するもの	113	7
4	「Ⅲ-2 地域移行を進める体制づくり」に関するもの	187	6
5	「Ⅲ-3 段階的な地域移行に向けた取組」に関するもの	207	1
6	「Ⅲ-4 大会等の参加の在り方の見直しと参加機会の確保」に関するもの	41	2
7	「Ⅳ 地域移行に向けて」に関するもの	39	6
8	地域移行全般について	50	1
9	その他	217	1

3 意見の反映状況

(件)

皆さんからいただいた御意見・御提案の反映状況は、次のとおりです。なお、県民意見への対応状況をお知らせする県民意見整理台帳は、県のホームページ、県政情報センター、各地域県政情報コーナーなどで閲覧できます。

	区分	県民	市町村
1	方針に反映したもの	35	12
2	すでに素案に盛り込まれているもの	203	6
3	今後の取組の参考とするもの	539	12
4	方針に反映できないもの	18	5
5	その他（意見等）	71	2

公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針

発行日 令和5年10月

発行者 神奈川県・神奈川県教育委員会

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

電話 (045)210-1111 (代表)



神奈川県

教育局指導部保健体育課 学校体育指導グループ 電話(045)210-8312(直通) FAX(045)210-8922
横浜市中区日本大通1 丁目231-8588 電話(045)210-1111 (代表) 内線 8312

改革検討委員会を踏まえた整理

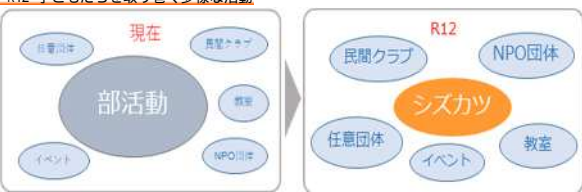
改革の方向性及び地域クラブ「シズカツ」のあるべき姿など有識者、保護者代表関係団体、市民委員等から意見を聴取。(R4.5～準備会を含め6回開催)



部活動改革の方向性

- ◆ 将来にわたって、子どもたちの活動機会を確保するため、本改革によって地域に多様な活動場所が生まれ、子どもたちの興味関心や志向に応じて選択できる環境の構築を目指す。
◆ その選択肢の一つとして、市が主体となり、地域や学校の協力を得ながら部活動の教育的意義を継承した地域クラブ「シズカツ」の全市展開を図る。

R12 子どもたちを取り巻く多様な活動



- ・少子化、ニーズの多様化で、学校現場では、学校単位の部活動は成立しにくくなっている。
・同じ部活内でも競技力を高めたい、親しみたいなど志向のズレがある。
・意義を担保するために従来の部活のカタチに囚われすぎない方がいい。
・シズカツは行政として活動機会を保障する「セーフティネット」の役割を。

静岡モデル「シズカツ」

【あるべき姿】 家庭状況や学校規模に左右されず、子どもたちの豊かな体験や学びを保障

- ◆ 社会教育の一環として、学校の枠組みを越えた仲間と「親しみ、楽しみ、挑戦する」活動を実施している。
◆ 研修を受けた指導員が見守る中、結果を第一とせず、子どもたちの主体的協働的な活動を大切にしている。
◆ 関わる全ての人々が活動を楽しみ、新たな居場所やコミュニティを形成している。

実施までのスケジュール

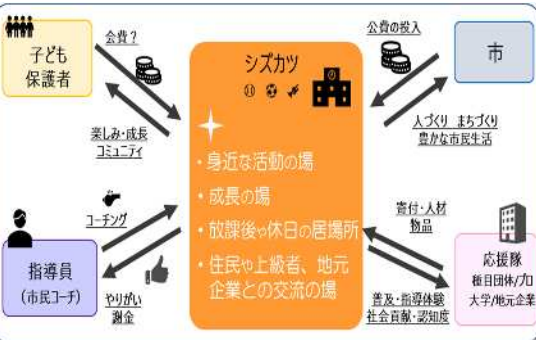


- ・ R12へのマイルストーンとして、R8には部活動を平日のみとし「シズカツ」の休日展開を図る。
・ R5,R6の2年間を実証期間とし、その結果を受け、R6に具体的な制度を決定する。

望ましい環境を実現する「シズカツ」モデル(案)



地域的好循環を促す貴重な地域資源となる可能性



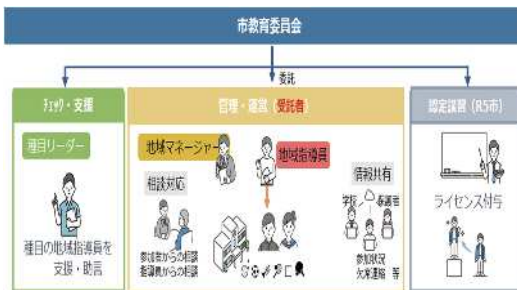
- 【モデル案について】
・ 志向のズレを生まないよう方針を明確に示す必要がある。
・ 生徒や保護者も適度な活動時間を望んでいる人が多い。
・ 部員減少や色々な人との交流を考えるとエリア制も必要。
【指導者について】
・ シズカツでの指導者の専門性とは、探究心があり、子どもと共に考えてくれる、種目の楽しさを伝えられること。
・ 勝利だけの評価指標でいいのか？種目を好きにさせた指導者、工夫した練習している指導者を評価できるといい。
・ 研修1回きりでなく継続的なアップデートが必要。
・ 指導者の適正な対価がないと集まらない。対価には活動時間だけでなく自己研鑽も含まれる。
【その他】
・ (勝利至上主義にならないよう)大会形式の再考も必要。
・ 協力企業の自由度は？貢献したい企業もいるのではないかな。

令和5年度実証事業

R5実証内容

休日の活動を学校管理下から切り離し、外部団体が「シズカツ」の管理運営を行う。運営ノウハウの獲得、指導員や学校側の負担や事業費を把握する。
種目リーダーによる訪問指導を実施し、生徒の安心安全な活動を保障するためのチェック体制や指導員育成のための相談体制の有効性を検証する。
指導員に対して市主催の研修会を開催し、指導員の資質を担保するために有効な研修の在り方や運用面の課題を検証する。(7/28 8/3実施)

R5実証事業における3つの試行



4部を2者に委託。下記団体が今夏より管理運営を実施。

Table with columns for '団体' (Organization), '静岡エスアカデミア', and 'ベルテックス'. It lists '拠点校' (Base schools) like '長田南中', '五中', '大里中' and '種目' (Sports) like 'ソフトボール', '剣道', '卓球', '女バスケ'. It also lists '指導員' (Coaches) and '部員数' (Number of members).

A large table listing schools and their participation in various sports. Columns include school names (e.g., 城山中, 東中, 野球), sports (e.g., サッカー, ソフトボール), and participation status (e.g., 参加, 不参加). It also lists '指導員' (Coaches) and '部員数' (Number of members).

平日は学校部活動、休日は地域クラブ「シズカツ」に参加(R5時点)



部活動とシズカツの対比表(R5時点)

A comparison table between '平日 部活動' (Weekday school activities) and '休日 シズカツ' (Holiday Shizukatsu). It compares '主体' (Main body), '位置づけ' (Positioning), '対象' (Target), '場所' (Location), '指導者' (Coaches), and '保険' (Insurance).

下記事項について、実証事業や子供をはじめとする関係者へのヒアリングを経てR6に決定

A table with columns for '検討事項' (Items to be considered), '実施計画' (Implementation plan), 'ガイドライン' (Guidelines), '運営方法' (Operation methods), '利用者負担' (User burden), and 'その他' (Others). It lists specific items like '導入方法' (Introduction method), 'クラブ活動方針' (Club activity policy), '委託規模' (Scale of commission), etc.



No.16

静岡県掛川市

I. 基本情報

運営主体： 公益財団法人掛川市文化財団
 事業目標： 休日だけでなく平日も含め、部活動を地域クラブとして地域団体が運営する体制とすること（部活動の地域展開）を目指し、関係団体との協議や新たな制度設計の検討を進める。また、公益財団法人掛川市文化財団にモデルとなるプログラミングの地域クラブ「掛川デジタルクラブ」を設立、運営する業務を委託し、地域団体による運営の課題を明らかにする。

主な活動種別

プログラミング

運営形態 (ウ)

地域移行
 < 地域文化芸術団体運営型 >

活動場所

・掛川市生涯学習センター

参加生徒の基本情報

・人数：16人（市内5中学校）
 ・活動日：毎週火 1時間30分

指導者の基本情報

・チーフ指導者 1名1,600円/時間
 ・大学生団体 6,000円/回
 ※16人の学生団体

指導者の募集方法

市教委が市内学校ボランティアにチーフ指導者を打診。大学生団体は掛川市SDGプラットフォームより紹介。

活動財源

・会費 800円
 ・国費（委託料） 61万円
 ※クラブ設立に関する業務含む
 ※掛川市文化財団は委託事業終了以降、月会費4,000円で掛川デジタルクラブを継続実施

団体・組織等の連携



II. 活動概要

1 掛川デジタルクラブは市内全中学校の生徒対象に募集

- 市内には、プログラミングを中心に活動する部活動はないため、公益財団法人掛川市文化財団が本実践研究を機に、市内全域から参加できる「掛川デジタルクラブ」を創設
- 週に1回の活動であるため、他のスポーツや文化活動等に取り組みながら参加することが可能
- 中学1～3年生が参加可能であり、部活動のように「引退」等の時期を設けず、継続的に活動

2 地域指導者や大学生によるサポート体制でプログラミング言語を学ぶ

- チーフ指導者は元公立学校ICT支援員、メンター指導者として静岡理科大学の大学生団体が協力
- チーフ指導者はクラブ活動全体の方向付けをしながら生徒個々の取組を把握、サポート。メンター指導者の大学生は、プログラミング言語の習得へ向けた教材開発や技術指導を担当
- 参加生徒はプログラミング言語「Python」を学び、仲間と協力しながら創作活動にチャレンジ

III. 成果・課題

本事業による成果

成果① ニーズに応える持続可能な文化活動
 既存の部活動をただ地域移行するのではなく、ニーズに合わせた活動環境を創ることで子どものチャレンジを支えることができた（生徒・保護者アンケート満足度100%）。また、地域の方や大学生などが地域クラブに関わる機会が増えることで、文化活動を支える人材の確保・育成につなげることができた。

②持続可能な運営体制
 掛川デジタルクラブの運営については、指導に関する業務を地域指導者、管理に関する業務を掛川市文化財団がそれぞれ担ったことで、指導者は指導に専念することができた。地域指導者がクラブ指導に関わりやすい体制を構築することで、クラブ指導に参画しやすくなる。掛川市文化財団はこの体制を活用して美術の指導者を確保し、令和5年度に新たな地域クラブである「掛川美術クラブ」を設立する。

指導、運営上の工夫

①生徒のニーズ把握、子どもファーストの活動
 指導者は生徒に対してヒアリングを実施し、どのようなことに取り組みたいかを聞き取りながら活動計画、内容を調整した。

②静岡理科大学大学生による専門的な指導
 静岡理科大学情報学部コンピュータシステム学科の高松教授の協力により、プログラミングの知識を有する大学生団体が本クラブの指導に関わったことで、プログラミング言語「Python」を習得することができた。

③分業制によるクラブ運営としたこと
 左記のとおり、募集要項やチラシ作成、会則、会場予約調整、入退会手続き等は掛川市文化財団のスタッフが事務局として担ったことで、地域指導者の負担軽減を図った。

見えてきた課題
 今後に向けた方針・方向性

①クラブ運営のための会費負担
 分業制をとることで、指導謝金や会場費等に加え、新たに事務局人件費が必要となる。会場で子どもに指導する業務だけでなく、クラブを運営するための管理業務があることへの理解が必要である。なお、掛川市文化財団は、11月以降、月会費を設定した上で、掛川デジタルクラブを継続実施している。

②多視点への展開
 今回の体制を他種目に展開することで、学校部活動にある吹奏楽や美術はもちろんのこと、プログラミングのようなニーズに合わせた活動内容の地域クラブを創設できる。掛川市では、このような地域団体運営の地域クラブを「かけがわ地域クラブ（仮称）」と呼び、部活動に代わりうる文化・スポーツ活動として、早期の活動環境構築を目指す方針である。



No.25

徳島県徳島市

I. 基本情報

- 運営主体： 徳島交響楽団ジュニアオーケストラ、NPO法人阿波農村舞台の会、徳島県合唱連盟
- 事業目標： ○専門的指導者を持続可能な形で確保する体制を構築するとともに、生徒指導面にも配慮し、安心・安全に継続的な質の高い活動ができるよう支援する。
○月数回程度（土、日、平日放課後）本事業を学校施設の音楽室等、あるいは校区内の公共施設で行い、教員の時間的負担の軽減（計画的な休日の確保）、精神的負担の軽減を図る。

主な活動種別

オーケストラ、人形浄瑠璃、合唱

運営形態 (ウ)

地域移行
＜地域文化芸術団体等運営型＞

活動場所

- ・学校施設の音楽室等
- ・校区内の専門施設

鍵、校舎管理の工夫・現状
(活動場所が学校の場合)

- ・複数の顧問が交代で校舎・鍵の管理

参加生徒の基本情報

- ・人数：徳島中学校50名
川内中学校17名
応神中学校12名
- ・活動日：土曜日、夏期休業日を中心に年15～20回程度
2～3時間程度

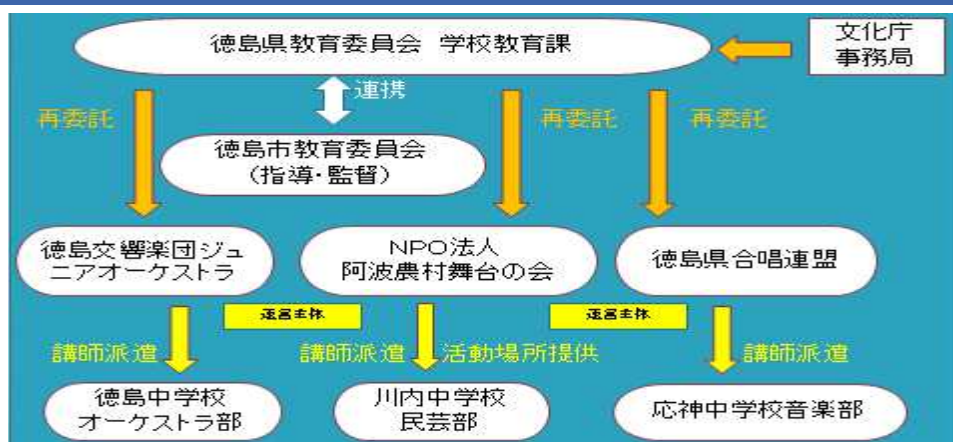
指導者の基本情報

- ・徳島交響楽団
ジュニアオーケストラ 2名
- ・NPO法人
阿波農村舞台の会 5名
- ・徳島県合唱連盟 1名
上限5,100円/時間

活動財源

- ・会費 0円/月
- ・文化庁事業委託費 695,000円
- ・運営団体自己負担金 60,670円

団体・組織等の連携



II. 活動概要

(オーケストラ部) 学校施設の教室等を活動場所とし、月2回程度、2～3時間のパート練習や合奏の指導などについて、市内で活動する「徳島交響楽団ジュニアオーケストラ」から講師の派遣を受ける。活動日程や指導内容についても団体が学校と連携を密にとりながらコーディネートを行う。

(民芸部) 校区内にある阿波人形浄瑠璃の専門施設を活動場所として、施設を管理運営するNPO法人が、これまでに蓄積した人的ネットワークや、資料、映像などを活用し、人形の基本的操作方法をはじめ、太夫・三味線体験など幅広い活動を行う。夏休みや発表に向けた期間を中心に、月1～2回、2時間程度実施し、阿波農村舞台の会が活動のコーディネート及び講師の派遣を行う。

(音楽部) 月2回程度、2時間程度のパート練習や合唱の指導など、徳島県合唱連盟から講師の派遣を受ける。日程、指導の内容についても団体が学校との連携を密に図り、年間計画を作成し、活動のコーディネートを行う。

III. 成果・課題

本事業による成果

- ・生徒は専門性の高い指導を受けることにより、着実に力を伸ばし、自信となっている。レッスンを終えると、生徒の顔つきが変わっている。
- ・専門的な知識と指導力のある指導者がいること、複数で指導できること、顧問が教えることができない三味線の指導など、顧問の心理的な負担の軽減は大きい。
- ・地域部活動の実施により、顧問はローテーションを組んで、休日に充てることができた。顧問の時間的負担が軽減された。
- ・平日の放課後練習においても、生徒自ら目標を持ち、継続的な練習メニューに基づいて活動することから、音楽経験のない顧問の精神的負担が大きく軽減した。

指導、運営上の工夫

- 学校の部活動スケジュールに合わせて実施
- 市及び学校策定の「文化部活動に係る活動方針」に則り実施
- 大会や発表の場を目標として、集中的に活動を実施
(オーケストラ部) 先生方の質問や相談にも応じ、指導者の育成につなげている。
(民芸部) 発表の場を目標として指導期間を集中することで、新たな演目に挑戦・披露できた。
(音楽部) 普段の放課後練習においても、部員たちが、部長を中心に自主的、継続的な練習ができるように、メニューを作成した。

見えてきた課題
今後に向けた方針・方向性

- 「徳島県における中学校の部活動の地域移行に向けての手引き」について
- ・少子化が進む中においても、将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するとともに、学校の働き方改革を推進することを目的として、本県における休日の中学校の部活動の地域移行を円滑に進めていくために策定
- 運動部活動の所管課と連携し、「徳島県部活動の地域移行推進協議会（仮称）」を年3回程度開催する予定
- ・令和4年度は、市町村教育委員会、文化芸術団体からなる「文化部活動の地域移行推進協議会」を立ち上げ、年2回開催